

原喜重郎君、藤田スミ君、前島秀行君及び團長として私、松岡利勝の十名であります。このほか、現地参加議員として佐藤静雄君及び吉川貴盛君が出席されました。

会議は、五月二十四日午後一時より札幌市内のロイトン札幌において開催し、意見陳述者の方々から、現在本委員会で審査中の食料・農業・農村基本法案について意見を聴取し、これに対して各委員より質疑が行われました。

意見陳述者は、北海道大学大学院農学研究科長太田原高昭君、北海道農業協同組合中央会副会長直宗治君、北海道農民連盟書記長北岸一君及び社団法人北海道消費者協会会长辻富美子君の四名であります。

意見陳述者の陳述内容について、簡単にその要旨を御報告申し上げます。

まず、太田原高昭君からは、北海道は現行の農業基本法が目指した大規模専門化を忠実に実行してきた基本法農政の優等生であるが、生産者は膨大な負債を抱えることになつたこと、新基本法に国内農業の維持拡大、食料自給率の向上を明記すること、直接支払いの対象を中山間地域に限定せず、政府の政策変更による專業経営への影響が最も大きい北海道のような平場も対象とすべきである等の意見が述べられました。

次に、直宗治君からは、新基本法を全国民一致した法律として早期に成立させる必要があること、品目別生産目標と食料自給率向上目標を明示すること、市場原理の導入や国際化の進展に伴い、地域農業の中心的担い手に対する所得の確保、経営安定対策に万全を期すこと、平場の大規模専業経営が対象となる直接支払いの導入のため、環境機能面に着目した直接支払い制度の早期導入を図ること、次期WTO農業交渉では、我が国の食料安全保障と農業の多面的機能を位置づけた新基本法に基づいて毅然とした姿勢で臨むこと等の意見が述べられました。

次に、北岸一君からは、食料自給率の向上のため、国内農業生産の維持増大を新基本法に明記す

ること、北海道の稻作地帯において、食糧法への移行等の政策変更を背景として、規模拡大等で借り入れた制度資金等が固定負債化し、返済不能に陥る農家が続発していること、農業・農村の持続的な発展を期するためには、担い手である農業者に対してWTO農業協定上締約の政策として認められていた所得補償政策を導入して、他産業従事者並みの所得を確保することが必要である等の意見が述べられました。

最後に、辻富美子君からは、新基本法に食料自給率の向上及び自給目標を明示すべきこと、市場原理の活用に当たっては、価格低落時の經營への影響緩和のための所得補償が必要であること、消費者の権利と暮らしのニーズを正當に位置づけ、具体的な施策を進めること、消費者と生産者が連携し、ともに農業・食料を守るという意識を促す政策が必要であること、農業が国土・環境の保全のために果たしている役割を重視すること等の意見が述べられました。

次いで、各委員から、国民のコンセンサスを得られるような直接所得補償制度のあり方、北海道からの視点による都府県の農業の認識、食料自給率の目標とすべき数値、価格政策にかかるものとしての緑の政策のあり方、消費者の納得する農産物の価格、品目別の所得補償や経営体を視点に入れた所得補償の考え方、農業予算構造のあり方など多岐にわたる質疑が行われました。

以上が第二班の概要であります。会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれにより御承知願いたいと存じます。速記録は本委員会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。

今回の会議の開催に当たりましては、地元の関係者を初め、多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。それゆえに、食料安価といいますか、自給率の向上といいうのはその点からも大変大切なことは思いますが、自給率を高めるという話になりますとどうしてもカロリー・ベースの話になります。それゆえに、食料安価といいますか、自給率を高める、そしてカロリーのペースといいますか、それを高めるのに資する農作物をつくっている方々だけに、何となくこの法律をつくつてあることを考えてみると、今後ともこれらが振興を図ることは大変大切なことじやないかと

お詫びいたします。

ただいま報告がありました第一班及び第二班の現地における会議の記録が後ほどでき次第、本日の会議録に参照掲載することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○穂積委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○穂積委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大石秀政君。

○大石委員 自由民主党の大石秀政でございます。

大臣、行革特一日じゅうに引き続き、御苦労さまでございます。

私は昭和三十八年の生まれですので、現行の農業基本法より年下の私が本件に関して質問をするのも何かおこがましい感じがしたんですけども、せつかく機会をいただきましたので、私が今までこの視点による都府県の農業の認識、食料自給率の目標とすべき数値、価格政策にかかるものとしての緑の政策のあり方、消費者の納得する農産物の価格、品目別の所得補償や経営体を視点に入れた所得補償の考え方、農業予算構造のあり方など多岐にわたる質疑が行われました。

今まさにお話をございましたように、我が国では、自然的条件でございますとか歴史的背景と

か、いろいろな社会的条件のもとで南から北まで細長い国土の中ではバラエティーに非常に富んだいろいろな作物が栽培をされており、それが一つ一つ大変大事なことではないかと思っております。そういうニーズに即して生産が行われるということは、日本の長い歴史の中では、こういう状態といふことは逆に言うと極めて特異な時代ではないかと思います。それゆえに、食料安価といいますか、自給率の向上といいうのはその点からも大変大切なことは思いますが、自給率を高めるという話になりますとどうしてもカロリー・ベースの話になります。それゆえに、食料安価といいますか、自給率を高める、そしてカロリーのペースといいますか、それを高めるのに資する農作物は地域の基幹的作物になつてているというケースも多いございます。したがいまして、気候や風土、いろいろなものを生かして地域の活性化を図るといふようなことも考えてみると、今後ともこれらが振興を図ることは大変大切なことじやないかと

思つておるわけでございます。

このため、御承知のように、新基本法に基づきます基本計画におきましては自給率の目標を定めることになつております。その中で品目について生産努力目標を策定するということになつておりますが、今お話をしましたような果実でござりますと、か花卉、茶等につきましても、そういう目標を策定しまして達成にいろいろな対策を講じていこうということを考えております。

ちょっと具体策として一、二御紹介だけいたしますと、例えば果樹につきましては、条件が不利な地域でも気候や地形を生かして生産体制を整備できるということで、例えば矮化栽培を行う等々ましては、消費量については制約条件、つまり貯袋の制約がございませんので、まさに先生がおっしゃいましたように成長が期待されるというような点もござりますので、そういう面の省力、大量の生産技術を導入する等々ということで対応していくとか、またお茶につきましては、近年、健康的な機能の部分が再認識されるというようなことがございますので、そういう機能性の研究等を一層進めるとか、いろいろな対策を進めていくということで考えております。

○大石委員　どうもありがとうございました。

そういつたことで、私が申し上げました作物をつくつていらつしやる方は、特に将来性があるものについては若い方が一生懸命今やつておられますので、その辺も含めて今後いろいろとお助けをいただきたいと思っております。

それで、中山間地域のことにも移りますけれども、中山間地域というのは、私の方でもそうですね、結構重要な河川の上などに位置して傾斜地が非常に多いわけです。それで、農業生産活動による国土保全ですとか水資源涵養等の公益的機能の発揮を通じて、言うまでありませんが、ある面で日本の国民全体の安全を守つておる地域とも言えるわけです。昨年など、栃木の方から水害があつて茨城の方まで来たというような事例も

ござりますし、そういう意味も含めまして、中山間地域の役割ということについて、再度で非常によく申しあげさせていただけませんが、大臣にお尋ねをしたと思います。

○中川国務大臣　静岡といいますと、海から三千メートル級のところまである、大変天候の恵まれた地域であるとともに、傾斜地の多い地域だろうと思ひます。

そういう中で、中山間地域といふのは、農家数

あるいは面積、粗生産額とも約四割を日本全国の中で占めておる、農業面からいっても極めて大事な地域である。それからまた、国土全体の保全、特に下流の都市住民を初めとした国民の生命財産に決定的な役割を果たしている。さらには、景観の面も重要だと思います。そういう意味で、今までの新しい基本法におきましては、中山間地域等生産条件が不利な地域についても、何としても耕作放棄あるいはまた人がいなくなってしまうというようなことを避けていかなければならぬというふうに考えております。

○渡辺(好)政府委員　御紹介がありましたとおり

でございまして、昨年の十二月に農政改革大綱を取りまとめまして、そこで基本的な枠組みを決めさせていただきたいわけでございます。一月に検討会を設置いたしまして、六回議論をしてまいりました。各項目につきまして、それぞれ言つてみればブレークダウンの作業をしてきたわけでござい

ます。

昨日の中間取りまとめでは、明確かつ客觀性を持つた基準のもとで透明性を持って運用するということを前提にいたしまして、五、六項目にわたりました。取りまとめが行われたわけでござい

ます。

まず第一点目の対象地域の広いネットでござい

ますけれども、これは地域振興立法の指定区域を行つた基準のもとで透明性を持つて運用するとい

うことを前提にいたしまして、五、六項目にわたりました。取りまとめが行われたわけでござい

ます。

それから四点目といたしまして、この直接支払

いに関する事業は市町村が自主性と責任を持つて

実施をする、市町村の自由度をできるだけ高める

ということが適当である。費用負担についてはま

だ課題が後に残されております。

それから期間につきましては、五ヵ年間とい

うくりを設けて、進行状況をウォッチしながら五

年たつたら見直しをするということも適当ではな

いかというふうな御議論でございました。

先生から御紹介ありましたように、まだ中間的

取りまとめでもござりますし、必ずしも意見が一

致していない点もござりますので、今後なお二、三度検討会も設けたいと思っておりますし、各方面の御意見を仰ぎながら平成十二年度の概算要求

の時期までには結論を得て、ぜひ概算要求に盛り込んで十二年度から実施をするという段取りで臨みたいと考えております。

○大石委員　どうもありましたがございました。

今のお話の中にもあつたんすけれども、対象

地域の指定等も含めまして、都道府県や市町村と

いうものについてもかなり大きな役割等があるよ

うに思います。その点を含めまして、中山間地等

への直接支払いの導入とその制度運営検討に當たつての都道府県ですとかあるいは市町村の意向

の把握と連携というものについての考え方を少

まとめでござりますので、やはり細部についても含めましていわゆる施設の管理といったところも対象とすべきである、また、農業者等といたしまして第三セクターもこの対象にしていつたらどうろかという御議論のよう私は思つております。

それから三点目は単価でござりますけれども、これは、コスト格差の範囲内で単価を設定すると

いう点については合意が得られたわけですからども、この中間取りまとめについて、少しお尋ねをしたいと思つております。

○渡辺(好)政府委員　御紹介がありましたとおり

でございまして、昨年の十二月に農政改革大綱を取りまとめまして、そこで基本的な枠組みを決めさせていただきたいわけでございます。一月に検討

会を設置いたしまして、六回議論をしてまいりました。各項目につきまして、それそれ言つてみればブレークダウンの作業をしてきたわけでござい

ます。

昨日の中間取りまとめでは、明確かつ客觀性を持つた基準のもとで透明性を持つて運用するとい

うことを前提にいたしまして、五、六項目にわたりました。取りまとめが行われたわけでござい

ます。

まず第一点目の対象地域の広いネットでござい

ますけれども、これは地域振興立法の指定区域を行つた基準のもとで透明性を持つて運用するとい

うことを前提にいたしまして、五、六項目にわたりました。取りまとめが行われたわけでござい

ます。

それから期間につきましては、五ヵ年間とい

うくりを設けて、進行状況をウォッチしながら五

年たつたら見直しをするということも適当ではな

いかというふうな御議論でございました。

先生から御紹介ありましたように、まだ中間的

取りまとめでもござりますし、必ずしも意見が一

致していない点もござりますので、今後なお二、三度検討会も設けたいと思っておりますし、各方

の時期までには結論を得て、ぜひ概算要求に盛り込んで十二年度から実施をするという段取りで臨みたいと考えております。

○大石委員　どうもありましたがございました。

今のお話の中にもあつたんすけれども、対象

地域の指定等も含めまして、都道府県や市町村と

いうものについてもかなり大きな役割等があるよ

うに思います。その点を含めまして、中山間地等

への直接支払いの導入とその制度運営検討に當たつての都道府県ですとかあるいは市町村の意向

の把握と連携というものについての考え方を少

お聞かせいただければありがたいと思います。

○渡辺(好)政府委員 中山間地域等への直接支払

いというのは我が國農政史上初の試みでもござい

ますし、国民の理解を得るという点でも広く関係

者の御意見を賜ることが不可欠だと考えておりま

す。とりわけ、御紹介ありましたように、市町村

は共同作業あるいは役割分担という形で実際にこ

れを執行していただく立場にございますので、さ

らに御意見をしっかりと聞くのが重要であると

いうふうに私どもは認識をいたしております。

こういうことでござりますので、これまで検討

会における議論に先立ちまして、昨年、市町村を

対象としたアンケート調査を実施いたしました。

直接支払いなり耕作放棄なり、公益的機能に対し

てどういうお考えをお持ちか、何をしたらいか

というふうなことを詳しく調査いたしました。

それから、当然のことながら、一月に発足をいたしましたこの検討会には、専門委員というお立

場で、北から西、南までかなり多くの都道府県あ

るいは市町村の方々に御就任をいたしまして御

議論を賜っているところでございます。

それから、検討会における各検討項目が現地に

即したものになるかどうかということにつきまし

て、地方公共団体と意見交換も行わなければなり

ませんし、現地も踏んでおく必要がございました

ので、現地調査を十力所弱実施いたしました。

今後は、中間取りまとめも行われましたので、

もう少し幅広い御意見を賜りたいというふうに考

えておりまして、インターネット等を通じまして

国民一般からも当然のことながら御議論を賜りま

すし、また、これから各市町村、都道府県、それ

ぞれケーススタディー等もやつていただきなけれ

ばならないということです、なお一層国と地方公共

団体の間の連携あるいは意向の把握ということに

意を用いてまいりたいと考えております。

○大石委員 今、インターネット等の話も出まし

たが、この中間取りまとめについてのそういう意

になるように、私も心から御期待を申し上げる次第でございます。
さて、中山間地域、農村といいますか、そういう機能を初めとして、農村地域をそういった大きな役割があるということいろいろな方策で維持するというのは、実際問題としてかなり大変な問題だと私も感じております。もちろん、農林水産省当局もかなり頑張ってやっておられますので非常に期待も持てるわけですが、生活の面も含めますと、これはいろいろな分野がございまして、ほかの省庁との連携が非常に大切な部分も出てくると思うのですけれども、そういった総合的な点でどのように当局がお考えなのか、少しお聞かせをいただきたいと思つております。
○高木政府委員 改めて申し上げるまでもなく、農村の振興が、農林業の振興にとどまらず、交通アクセスなど多方面にわたる課題と関係するものであることは言うまでもございません。したがいまして、農林水産省だけでなく、国土庁を初め建設省、運輸省、厚生省、郵政省、文部省、さらには自治省などの関係省庁との密接な連携とのである省庁の協力がなくては実効が上がらないと
いうふうに考えております。
新しい食料・農業・農村基本法案におきましては、特に農村部分につきましては各省庁に関係する事柄が多いこと念頭に置きまして、十五条の基本計画につきましては、第四項におきまして特に留意する規定を置きました、「基本計画のうち農村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、開発及び保全に関する国計画との調和が保たれたものでなければならぬ」ということで、国土の全体の利用なり開発なり保全と関係するんだという認識のもとにその整合性が明記されています。
それから、基本計画を策定するに当たりましては、内閣総理大臣が諮問する機関であります食料・農業・農村審議会におきまして関係省庁の意見も十分取り入れながら、最終的に閣議で決定す

るということで、各省庁との連携を担保したいと

いうことで考えております。

具体的には、農村振興を図るに当たりまして

は、この条文の三十四条以下にも規定してござい

ますが、農業上の土地利用と他の土地利用との調

整によります計画的な土地利用の推進、これが

ベースになると存じます。加えて、農林業の振興

にとどまらず、地域資源を生かした多様な産業導

入による就業機会の確保ということが必要である

うと思つていますし、都市との交流等の促進によりま

す開かれた農村づくりということ必要であります

し、ただいま御指摘のありました一番の生活の基盤といたしましての都市へのアクセス条件の整

備、福祉、教育、文化といった幅広い生活環境の整備が必要であろうと思つています。またさらに、全

体的な国土の保全あるいは自然環境の保全といつ

たことも農村の基盤をつくる上で重要な事柄だと

思つています。

こうした事柄につきまして、関係省庁と連携を

図りながら総合的かつ計画的に推進すべく、基本計画につきまして適正に決定してまいりたいと考えております。

○大石委員 どうもありがとうございました。

先ほど、派遣委員として行かれた方々の御報告等もございました。やはり、農業対策といいますか農村対策を考えた場合には、特に生活環境の整備あるいは高齢者の福祉の向上のための政策を充実することが非常に大切なことではないかと思つております。

来年四月から介護保険等も始まりますし、それ

に向けてJAなどでも、自主的と言つてはなんであ

が、そういったものに対するヘルパーの育成な

どにも取り組んでいるようなことも私もお聞きをし

ておりますが、私が先ほど申し上げました生活環

境の整備と高齢者の福祉の向上ということについ

て、先ほど御説明ありましたけれども、少し詳しく述べます。

それから、基本計画を策定するに当たりまして

は、内閣総理大臣が諮問する機関であります食

料・農業・農村審議会におきまして関係省庁の意

見も十分取り入れながら、最終的に閣議で決定す

り、都市と比較をして生活環境の整備が非常にござります。それから、高齢化もかなり先行しております。

具体的に申し上げますと、生活環境の面でいえ

ば、汚水処理施設の普及率というのは、農村部で

は二一%、中都市では六三%，大都市では恐らく九五%を超えるので、相当な格差があると言わざるを得ません。

それから、高齢化の問題をとりましても、全国

全人口の平均が、平成九年の高齢化率一五・四%

ということになりますけれども、この一五%台の数字というものは中山間地域では既に昭和六十年に

出ている数字であります。言つてみれば、中山間

あるいは農村部の高齢化というのは都市よりも十九年、二十年と先行しているというふうに私ども

思つております。言つてみれば、中山間地域では既に昭和六十年に

対処いたしたいと考えております。

○大石委員 どうもありがとうございました。

最後に、この基本法は、農業の方々だけではなく、国民全体の幸せに資するものでなければいけないと思つておりますが、自給率の議論の中でもございましたが、自給率を上げるということ、例えば消費者の方々の好みといいますか、いろいろなものが食べたい、特に若い世代の方々は余りそういうことをふだん認識はされていないというのが私の推測ですけれども、そういつた自給率の向上と選択の自由というものをうまくバランスをとりながら自給率を向上させなければいけないという大変な作業に入るわけでございます。

その他、先ほど申し上げましたように、中山間地をさらに国民の安全に資する地域であるようにする政策等も含めて、国民全体に資する新しい食料・農業・農村基本法にするために、大臣の御決意というものを最後にお聞きして、私の質問を終わらせてお願いいたします。

○中川国務大臣 まさに、国民的な共通認識のもとでこれから四つの理念が二条から五条まであります。ボイントは、国民に対する安定的な食料供給、そのためには国内での生産を基本としてということ、それからもう一つが、三条で多面的機能、農村の果たす役割、そして四条、五条で農村の振興あるいは農業の持続的発展、こういう四つの柱から成り立っているわけであります。

現行基本法、四十年前に二、三年かけて大議論の上できた基本法だそうでありますけれども、そこには農業あるいは農業、農業従事者といった言葉は出てまいりますけれども、あくまでも生産者サイドを、どうやって少しでも経営あるいは生活基盤をよくしていくかということが當時の最大のポイントであつたわけであります。

今回、四十年たつて、やはりこういう時代ですから、国際的な状況も変わり、日本の食生活も変わつてくるという中で国内生産を基本とするとい

うことは、これは消費者の皆さんとの理解もなければならぬ。つまり、消費者ニーズにこたえられるような生産をしていかなければならぬ。また、将来にわたつての不安を少しでも解消するためには、消費者自身が国内生産の大事さというものを理解していただかなければならぬということで、生産と消費者とが全く無関係あるいはまた対立関係にあつては日本の今後の食料政策といふものは大変に危ぶまれるというふうに私は考えております。

そういう意味で、生産者、消費者ともに共生した形、ともに生きるなどという認識のもとで、この食料・農業・農村基本法が食料というすべての国民にかかわりのある極めて重要な基本法なんだという意識のもとでいろいろな施策を実行していくべきだというふうに考えておりますので、当委員会での御議論を初め、いろいろな立場でのいろいろな方々の御意見をしっかりと聞きながら、共通認識のもとでこの基本法がスタートし、施策がいろいろと実行されて目的達成ができるよう努力をしていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○大石委員 ありがとうございます。終わります。

○園田(修)委員 次に、園田修光君。

○園田(修)委員 今回の農業基本法に食料自給率の目標設定というのがあります。この部類については、自給率を高めるにはやはり消費者動向、消費者に対する施策が必要であろうかと思つていま

す。
現行基本法、四十年前に二、三年かけて大議論の上できた基本法だそうでありますけれども、そこには農業あるいは農業、農業従事者といった言葉は出てまいりますけれども、あくまでも生産者サイドを、どうやって少しでも経営あるいは生活基盤をよくしていくかということが當時の最大のポイントであつたわけであります。

今回、四十年たつて、やはりこういう時代ですから、国際的な状況も変わり、日本の食生活も変わつてくるという中で国内生産を基本とするとい

持、定着に努めてきたところでござります。

しかしながら、現在の我が国の食生活の現状を

見ますと、食料の相当部分を海外に依存する一方、脂質の摂取割合が適正範囲を超える世代が見られるなど栄養バランスの崩れが見られるという事、また、食べ残しなりあるいは食品の廃棄などの資源のむだなど、そういう問題が顕在化しているわけでございます。

こうした食生活の状況を踏まえまして、今回の食料・農業・農村基本法案におきましては、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資する観点から、健全な食生活に関する指針の策定、それから食料の消費に関する知識の普及や情報提供等を推進するという施策の基本的な方向が第十六条の第二項におきまして明らかにされているわけでございます。

今後、この基本法制定後、厚生省とも連携いたしまして健全な食生活に関する指針を策定するとともに、これに即しまして明瞭にされているわけでございます。

今後、この基本法制定後、厚生省とも連携いたしまして健全な食生活に関する指針を策定するとともに、これに即しまして明瞭にされているわけでございます。

○園田(修)委員 自給率を高めるには、それだけ米を食べていただいて、日本で生産できるものをしっかりと食べていただくというのが一番の原点だろうと思つておりますから、そのところもあわせて頑張っていただきたいと思っております。

先ほど、大石先生が中山間地域のことをお話をされました。実は、これは、私は鹿児島でされましたが、今は鹿児島であります。これにつきましては、昭和五十五年の農政審議会の答申におきまして、栄養的観点それから総合的な食料自給力維持の観点から日本の食生活がすぐれているという点が評価されたわけでございまして、これを受けて、日本型食生活の維持、定着に努めてきたところでござります。

この地域ならば納得できるよといふものをつくつていかなきやならないと思つております。

そこで、中間取りまとめで、対象地域で、地域振興の五法という形できょうはこのペーパーをいたいわけあります。よく考えてみると、この地域振興といふもの、これは、特定農山村法から始まって、過疎法にしても半島法にしても離島振興法にしても、農家と都市部の格差の是正から始まっている。そして農家が、まさしくその地域の人口を減らさないように、その地域でしつかり生活できるようにという形のものが趣旨だろうと思つております。

そういう形ですとやつてきていたいわけありますけれども、ただ、現状はとすると、人口は下げどまることはない。どこかの政党の方も言われていましたけれども、これだけ人口が過疎になり、農山村では後継者も生まれていない、その現状をどう見るのか。しかしながら、私は、この法律を適用していかなければ、まだそれ以上に人口が減つたんではなかろうかと考える一人なんですね。

今のこの地域五法に該当した地域、いざれにしても農業でしか食べていけないところなんですね。ほかの産業をといつても、何にもそこは産業が育つようなところじゃない、そういう地域なんですよ。

そして、今までの施策で、過疎法にしても半島法にしても、いろいろな形で、住環境の整備を社会資本の整備という形で莫大なお金をいたいでいる。正直言いまして、ありがたいことだと私は思つております。ただ、しかしながら、直接そこに住む人たちにとって恩恵といつのは、新しい道路ができて空港まで近くなつたとかいう部類はありますけれども、國のお金が地方財政を助けること、これにまさしく重点を置いておられて、直接受け、そこで農家を立ち上げようや、自分の後継者に、自分の子供たちに農家を継がせようやと思うまでには至つていないわけです。

だから、今回農林省がつくつていただき直接支払いという部類は、これはまさしく大きな政策

転換の一つであつて、この地域振興法の柱もまさしく、農家の皆さん、農業をする皆さんに対して、条件が不利で農業しかやっていけない地域を支えています。ただ大きな政策の柱だと私は認識しているんです。そのことに対して大臣はどう思われますか。

利地域といふのは、ほうつておけばそこから人がいなくなる、あるいは耕作放棄地になつてしまふ、しかし、そこでちつと農業をやつていただけ、あるいは住んでいただくことによつて生産活動ができる。生産条件が不利といつてもできるものは結構いいものがでるわけですから、それとできるもののいい悪いとは直接関係ないわけでありますけれども、とにかく生産条件が不利だということではありますから、具体的にどういう支払い方法にするとかどういう対象者にするとか、今まさに中間報告、そして本報告ということになりますが、少なくとも生産条件が不利である、例えはうことでありますから、具体的にどういう支払い方法にするとかどういう対象者にするとか、今まさに中間報告、そして本報告ということになりますが、少なくとも生産条件が不利である、例えはトがかかる、道路がくねくねしているとか広いところがそれないとか、いろいろな条件不利地域がありますので、中山間地域等と、必ず等といふ言葉を入れておるわけでございまして、中山間地域以外を排除するということは決してないわけですが、

しかし一方、先生が冒頭御指摘になつたように、できるだけ広くやつた方が政治家として云々などということありますけれども、あくまでも、生産条件が不利なんだ、その差をどうやって埋めていくかということの手法として今度導入するわけですから、直接支払いを受けたら、極端に言えば生産条件のいいところよりもふえちゃつたということにはいかなないのでないかと私自身は思うわけでございます。

それから、やはり国民的な理解が得られなければ、これは国費が使われるわけでござりますから、その辺のことも含めてまさに当委員会あるいは検討会の場でさらにお詰めていかなければならぬ

いと考へておるわけでござります。
いずれにしても、中山間という生産条件の極めて不利なところで、しかし一生涯頑張るんだといふ方に対して、いろいろな施策の中の一つとして直接支払いといつものが、日本の歴史始まって以来導入される手法でございますので、いろいろなところを今検討している最中でありますけれども、特に条件不利地域での生産意欲を失うことのないようなバックアップができるということだけは、今の段階で申し上げられると思います。その場合には、生産者だけではなくて、自治体との協力ということも当然大事なことになつてくると思ひます、子細については、まさに今この法律の審議、あるいはまた検討会での検討の状況を我々は注意深く見守させていただいて、来年度に間に合うようにしていきたいというふうに考えております。

○國田(修)委員 今大臣が言われたとおりだらうと思います。これによつて条件のいい地域より所得が上がるなんということは考へていいわけでありますけれども、現実に、集落ということで、昨年ですか、国土庁が、大体二千ぐらいの集落がなくなつていくといふ予想なんかをしておりました。まさにその地域というのは、農業だけしか産業がない、農業だけしかできない。

昔だったら、それはもちろん食料の供給基地といふ形、あるいはまた高度成長の時期なら、労働者を輩出した地域なんだということでやれた時期もありましたけれども、現実にはもうそこで生きていかなきやならない。今の国家の財政の中で、都市部の先生方は、いや、いろいろな形で都市部で上げた税金は地方に回すようなことはないよというような議論も現在あるわけであります。しかしながら、昔はといつても、まだ二十年ぐらいい前は、正直言いまして、東京に働きに来る人たちとは、鹿児島から一世の人たちというのが多かつたのですよ、大都会で働く人々は。だから、自分のふるさとのことについてはみんな賛同した時期があつたのです。ああ、農家は苦しいんだか

らと。我々は農家で育つて、おやじが農業をしながら育てて、学校を出していただいて、今企業に勤めているんだよという形があつて、一年に一回ぐらいはあるさと帰ってきて、お盆を過ごしてまた帰つていくという、田舎の事情が大分わかつていたのです。

しかしながら、今はどうかというと、それは全くないのです。もう二世になりますと、ふるさとのおじいちゃんのところだからといぐらいで、まさしく議論が平行線になつてしまつて、都市部は都市部だよ、地方は地方で生きていきなさいよというようやうなことが現実にあるわけです。

そういうようなことは正にも、今回の直接支払い、国民的なコンセンサス、これはヨーロッパ型で、ドイツで、ふるさとに帰つて農山村で休暇を二週間ぐらいやつて、農業のありがたさ、景観のすばらしさ、そしてその中から文化でありますとか人間形成までやつてあるという地域で、広く国民からコンセンサスをいただいてデカップリングというのがあるんだということも聞きました。

そういう形の中では、やはり地域で、農業しかできない、その部類に対して、もちろん、水源涵養というのも大きな安全の一つであると思ひますけれども、離島にあっても国土保全をするという形の中、採算性に合わないけれども一生懸命農家をやつておられる、それで国土が保全されているんだという認識をしていただきたいと思つているところであります。

そこで、ちょっと自分のことを言うようだけれども、この地域五法の中には私の地域は外れるんですよ。そして、これは特別措置法の中なんですね。沖縄振興特別措置法、奄美振興特別措置法、そして小笠原、この特定地域の特別振興、この法律が外れているんですよ。ただ、その地域は農業しかできない地域であつて、輸送コストはかかるわ、あるいはまた自然条件については台風常襲地帯で、これは大変な条件不利の地域に入ろうかと思つております。

引き続い検討という形なんですが、これは何か

○渡辺(好)政府委員 この直接支払いの大前提といたしまして、今先生から御指摘がありましたように、適切な農業生産活動等が行わることによつて、維持をされることによって初めて公益的機能が維持をされる、こういう立場に立っておりますものですから、從来から中山間地域対策を講じてきたいわゆる地域立法五法、これはまず取り入れるべきだろうということであります。この結論が出たわけでありますけれども、沖縄、奄美、小笠原、こういう地域を対象とした特別法の指定地域につきましては、歴史的な経過として、戦後、アメリカの施政下にあつたということとその後復帰をするというプロセスの中で、ほかの地域と違つた取り扱い、ちょっとタイムラグが出たりした、そういうふうな事情もあるわけでございます。

冒頭申し上げましたようなこととの関係で、果たしてこの地域の定住条件がどうなんだろうか、それからこの地域が果たしている公益的機能がどうなんだろうかということについて、まだ少し勉強が足らないということで、引き続き検討ということになつたわけでございます。結論が出たわけではなくて、この地域振興五法との関係においてもう少し勉強しようという意味でございます。

○園田(修)委員 実は、委員会の先生方もたくさんおられますから、ぜひ——それは復帰がおくれた地域なんです。奄美の場合は、昭和二十八年に復帰をしておりますから、小笠原とか沖縄とは大分違うわけでありますけれども、現実にはまさしく離島であつて輸送コストもかかる、そしてまた現状は」というと、台風常襲地帯、塩害、いろいろなことが言われる地域でありますから、そのとどまできることならしくかり加えて、ただいて、もしも発言する機会がありましたら、また私も呼んでいただければ、行っていろいろな形で話をします。ただ、本当に国民的な理解がなければできません。ことはよく承知をしているところであります。それが一番大事だろうと思つております。

そういう形の中でこれまでいろいろと議論をし

ていただいておりますけれども、奄美のことを持つだけ言わせていただきますと、奄美的場合、いろいろな形で莫大な国営の農業事業をやつていたりあります。そういう形の中で中央省庁の再編といいうものがありまして、今、国土庁所管で、いろいろな予算執行は各省庁に任せるというのが我々のこれまでのやり方がありました。今回、中央省庁の関係で国土交通省といいうものができて、そこがまた窓口になつていきますけれども、ただ、今回、我々奄美としても、しつかり三省共管という形で、農林大臣にも自治大臣にも見ていただきたいという形のものを要望しておりますし、これからどういう形で決まっていくかわかりませんけれども、そういう中で、やはり農業を中心に行々生きていかなければ生きていかれないとということだけはわかつていただきたいと思っております。

どうか大臣におかれましても、また離島の農業も見ていただきたい、これから日本の農政でしっかり落ち度のないような形のものをつくつていただきたいと思つておりますから、どうかよろしくお願ひいたします。

ちょっと早いですけれども、これで終わります。

○穂積委員長 次回は、明二十六日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時公聴会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時一分散会

平成十一年六月七日印刷

平成十一年六月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

(第一類 第八号)

第一百四十五回国会
衆議院
農林水産委員会議録 第十六号(その一)

(二九〇)(その一)

〔本号(その一)参照〕

派遣委員の島根県における意見聴取に
関する記録

一、期日
平成十一年五月二十四日(月)

二、場所
ホテル一畑

三、意見を聴取した問題
食料・農業・農村基本法案(内閣提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 穂積 良行君

今村 雅弘君

増田 敏男君

木幡 弘道君

一川 保夫君

(2) 現地参加議員

石橋 大吉君

安住 淳君

熊谷 市雄君

宮地 正介君

中林よし子君

(3) 政府側出席者

農林水産大臣官房企画室長

農林水産大臣官房技術総括審議官

農林水産生物資源科学部教授

鳥取県農業会議長

東伯町農業協同組合代表理事組合長

鳥根県農業会議長

農業部教授

農業会議長

指針の策定もうたわれておるわけでござりますが、このことも非常に重要なことでございまして、国民に対する強力な啓発活動が大切であろうというふうに思うわけです。

とりわけ、ことしの農業白書なんかでも示されましたように、食料資源利用のむだが非常に多い。

例えば、食べ残しのようなものが非常に多いといふことが指摘されております。

こういったことの解消でありますとか、あるいは日本人にとってどのような食生活が望ましいのか、そういう事柄の指針を国が国民の前に示す。このことは決して

國民の食生活といったプライバシーへの介入でも何でもないというふうに思うわけでございまして、国民的課題として極めて重要な食料自給率の

向上と密接につながっている重要な問題、この啓発活動が、今後、非常に重要な課題であるというふうに思っております。

それから、農業政策についてでございますが、一つは、市場原理に基づく価格政策、これは国内外の諸情勢を考えますと、容認せざるを得ない政策だろうというふうに思っております。

しかしながら、一方で、特に認定農業者等に対して、経営安定政策を早急に構築する必要がござります。特に、所得確保の観点から経営安定対策が重要でございまして、例えば主要な作目ごとに農業収入保険制度を創設するといったようなことを前向きに検討していく必要があります。

それから、農業政策の中では、基本法案では多様な手の確保をうたつておりますが、これは現状を踏まえて、まことに適切な視点だらうというふうに思います。

とりわけ、その中で女性の農業参画の促進、このことは非常に重要な課題でございまして、特に若い女性が農業に参画すること、このことが女性とか若者の農村定着に結びついていくものと思います。あわせて、私は、若い女性、若者が農村に定着するため、農村の社会改革に本腰を入れるべきであるというふうに思つております。

それから、担い手の中で高齢農業者の役割が位置づけられたことも大きなポイントだらうというふうに思つております。

高齢者につきましては、農業への参画とあわせまして、特に介護の必要な高齢者に対する福祉サービスの充実が大切でございます。中でも、中山間地域におきましては介護保険制度のもとでの

福祉サービスが果たしてうまくいくのかどうか、そういう懸念もございます。そういう意味で、特に中山間地域における高齢者福祉サービス体制の充実が必要でございます。このことはまた、間接的に農業の維持発展とも密接につながっている

というふうに思つております。

それから第三番目が、農村政策についてでございます。

農村政策の最大のポイントは、中山間地域等の生産条件の不利を是正する、補正するための直接支払い政策の導入でございます。このことは、御承知のように、我が国農政史上極めて画期的なものでございます。私は、この直接支払い政策は農村政策の中に含まれておりますけれども、むしろ

中山間地域の野生鳥獣害対策でございます。

これは、私は抜本的な対策を強化していただきたい

というふうに思ひます。中山間地域の農業者に

とつてはまさに死活問題でございます。そういう

問題の解決のために、保護団体等との意見調整も積極的に進めていく必要がございます。

最後に、新しい基本法の制定を契機といたしまして、できるだけ、国のさまざまな農林水産行政

を地方自治体にわかりやすく、また地方自治体が

国とのさまざまな政策を活用しやすいよう、政策

体系の簡素化を進める必要がある。とりわけ、縦割りの弊害をなくして、地方の立場を重視した政

策体系の構築に努めていただきたいというふうに思つておる次第でございます。

以上で私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

○穂積座長 ありがとうございました。

次に、花井美雄君にお願いいたします。

○花井美雄君 それでは、私から数点についての意見を申し上げたいと思います。

それと、この政策に関連しまして、野生の鳥獣

にぜひ指定をするべきである。霞が関に住んでいらっしゃる方々はぜひ中山間地域のこの実情を認識していただきたいというふうに思つております。

その他、気がついておることを三点ばかり申し上げたいと思います。

一つは、新しい基本法の目的を達成するためには農林水産省以外の他の省庁の関連政策との連携の強化も必要でございます。例えば、先ほど申しました高齢者福祉サービスに関する政策とか、あるいは中山間地域を中心とする農村の社会、文化的な施設の整備であるとか、さまざま関連した政策がございます。これとの連携が極めて重要であるというふうに思ひます。

それから第二番目は、ただいまちょっと触れました

中山間地域の野生鳥獣害対策でございます。これは、私は抜本的な対策を強化していただきたいというふうに思ひます。中山間地域の農業者にとつてはまさに死活問題でございます。そういう問題の解決のために、保護団体等との意見調整も積極的に進めていく必要がございます。

最後に、新しい基本法の制定を契機といたしまして、できるだけ、国のさまざまな農林水産行政

を地方自治体にわかりやすく、また地方自治体が

国とのさまざまな政策を活用しやすいよう、政策

体系の簡素化を進める必要がある。とりわけ、縦割りの弊害をなくして、地方の立場を重視した政

策体系の構築に努めていただきたいというふうに思つておる次第でございます。

以上で私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。

○穂積座長 ありがとうございました。

次に、花井美雄君にお願いいたします。

○花井美雄君 それでは、私から数点についての意見を申し上げたいと思います。

まず、日本の典型的な農山村地域を抱えるこの山陰の地でこのような委員会が持たれたことに深く敬意を表する次第でございます。

近年の我が国農業、農村を取り巻く情勢は、景気の低迷、バブルの崩壊等により、かなり疲弊していると思っております。こうした状況は、農業者の高齢化、新規就農者や後継者等の不足や農村人口の流出、耕作放棄地の増加、農業生産の停滞等、農村が直面している多くの課題となつて表面化しておるわけでございます。このため、現在国会で審議されている食料・農業・農村基本法は、二十世紀に向けて、農家や農業関係者が、農業生産や農村の活性化に夢と希望を持つ生き生きと取り組める内容とすることが何としても重要だと思います。

まず最初は、食料の自給率の問題であります。

現在、穀物自給率は二八%と聞いておりますが、

先進国の中でも憂慮すべき低い水準となつていま

す。今後、農家の生産に対する希望と、消費者、国民の皆さんが食料に対して安心できる食料安全

保障を確保するために、たとえ一年一%として二十二年の歳月を要しても、穀物の自給率を五〇%の水準にまで引き上げることを明示することが必要といたします。

また、年間三千万トンもの食料が輸入されて

ますが、木材のように国内生産農家が泣くような

ことがないよう秩序ある輸入が必要であると思つております。農畜産物の国境措置をとつてもらいたい。また、特に原産地表示を徹底的にやつてしまつて、いま少しできやすいようにすることも必要といたします。

また、特に原産地表示を徹底的にやつてしまつて、いま少しできやすいようにすることも必

要だと思っております。

また、木材価格の低迷により、ヒノキの柱材等においては、最近では立米が七万円から七万五千円というような状況でございます。

次に、農山村地域への直接支払い制度について

あります。

山村が生き返る国の大企な施策であると考えます。このため、農林水産省予算の別枠の財源を確保した上で、農山村地域の実情に即した対策の仕組みとなるようお願いいたします。農山村は、山林と水田と畑が経営基盤となつておりますので、林化こそ、私は、農産についても畜産についても林産についても、日本の国の基本的な農業の仕組みの中での核たる試験研究がおくれておるではないか、こういふうに思つておるわけでございます。

次に、高齢化が進む農村にあって、魅力ある山村営農を確立すべく努力を払う所存であります。直接支払い制度がそのきっかけとなり、その役割を果たしてほしいものと願うばかりでございます。

次は、株式会社の農地の取得についてであります。農地の有効利用と農業経営の斬新なアイデアと高い技術の導入の觀点から、株式会社の農地取得は認めざるを得ません。しかしながら、秩序ある農地利用を図るため、例えば株式会社が農地を転売することを禁止することはもとより、廢棄や倒産した場合は農地国債を発行し、農地保全措置を講ずる必要があると思うものでございます。

これに基づいて、市町村、農業委員会、農協等が一体となって、農協法を改正するとともに、五年程度をめどに管理して、荒廃農地を出さないようすることも大切であろうと思います。法人及び個人の大型農家を集積しやすいようにすることも必要だと思っております。農地の高度利用及び保全するなど、農地の保全管理が完全に守られるような実効性のある措置を講じていただきたいと思います。

最後に、高齢者対策についてでございますが、ある農家は、八十二歳になつて、芝や茶畠等を五ヘクタールから七ヘクタールも経営しておりながら跡取りがなく、あと五年、六年もした

ら急激に農家がなくなることを思ひますと、この際、思い切った施策をやついただきることが必要だと思います。このため、農山村地域の実情に即した対策の仕組みとなるようお願いいたします。農山村は、山林と水田と畑が経営基盤となつておりますので、林化こそ、私は、農産についても畜産についても林産についても、日本の国の基本的な農業の仕組みの中での核たる試験研究がおくれておるではないか、こういふうに思つておるわけでございます。

また、その中にあって、試験研究機関の充実強化こそ、私は、農産についても畜産についても林産についても、日本の国の基本的な農業の仕組みの中での核たる試験研究がおくれておるではないか、こういふうに思つておるわけでございます。

特に、農地の壊滅が進んでまいりますと、集落の機能が完全なものにならない、地域の崩壊につながる。こういうようなことを思つてみますと、私は、この高齢化対策といふものは、介護保険制度が導入されるといつても、それ以上に心配でなりません。このことについては、地域が一体になつて取り組むことも必要でございますが、どのようにしたら農村、中山間地対策が成功して、そして日本の国が奥山村の中まで光り輝けるような体制になつていかうことが私は大事だと思っております。

いろいろござりますけれども、我々が期待できるよう、今度の新しい基本法にぜひ盛り込んでいただいて、そして農山村、農家の皆さんのが希望の持てる日本の農業、二十一世紀づくりをやっていけるよう努力していくことはもちろんでございますけれども、国民、皆さんの合意が得られて、それぞれの立場でこのことが実現できることを相図つていくことこそ肝要だと思っておるような次第でございます。

以上申し上げまして、私の意見をいたします。

○山崎俊宏君 ありがとうございます。

次に、山崎俊宏君にお願いいたします。

○山崎俊宏君 では、現場の一人として一言申し上げます。

私のところは平たん地で、圃場整備もされた水稻中心の農業地帯で、一担の手として農業を行つております。ようやく田植えも終わり、今は転作大豆の播種作業に向けて準備中です。比較的の条件のよいこの地区でも、老齢化が進み、若者が農作業をしている姿はほとんど見かけなくなり、担い手の確保が急がれる状況です。

私自身、農家に生まれ後継者として農業をやつてきましたが、家としてはなく、地域の後継者としての考え方から法人化をし、広く人材を集めることで地域農業の担い手として農業に取り組んで

います。もちろん、法人になつたからといって急にもうかるものではなく、何事も前向きにとらえ、次につなげることを目標としております。

本来、利益追求を目指すところですが、地域農業の一員との位置づけから、地域とのかかわり合いが大切で、特に関係集落においての耕作面積が拡大するにつれて、集団転作、水利の維持管理等、これまでその地区で築き上げたものを壊しかねないため、集落農、共同作業には常に参加し、転作業も一手に引き受け、平成八年には特定農業法人にも認定されました。

我が鳥取県にもようやく一番日の特定農業法人が誕生しますが、特定農業法人に認定されることにより、農用地利用集積準備金制度の活用によつて新たな経営展開が可能となります。さらなる特定農業法人の誕生のためにも、認定基準の緩和、期間延長等をぜひともお願ひいたします。

次に、農業共済制度についてですが、相次ぐ米価の引き下げと転作面積の拡大によつて、一層農業離れに拍車がかかり、このままでは農地を農地として維持することも困難になつてきます。そこで、認定農業者を初めとする地域農業の担い手に期待するところですが、規模拡大をすればするほど転作対応が問題となつてきます。

現在、大豆転作で対応しておりますが、天候に左右されやすく、収穫量、質とも不安定で、特に昨年は台風により収穫皆無となり、受け取り共済金で何とかしのいでいるということです。しかし、今度の共済制度では、収量減に対する補償だけで、品質低下による価格減に対しては対応ではなく、新たに品質低下も考慮した制度にしていただきたいが、経営の安定、さらなる生産意欲へとつながり、自給率の向上になると思います。

また、以前と違い、量の時代から消費者ニーズにこたえられる質の時代へと変わり、生産現場としても、有機低農薬へ移行しつつあります。当地区にも堆肥センターが完成、間もなく生産開始になります。地域を挙げて有機栽培に取り組む計画ですが、生産資材費等が価格に反映されにくく、

今後、消費者との交流を進め、販売方法を検討していかなければならぬと思います。

その一つとして、旬の野菜狩り園を計画しております。これは、有機低農薬栽培の野菜を消費者の皆さんに収穫していただき、少しでも旬を感じ取つていただけたらと考えます。また、子供たちへの教育の場として役立ちたい。農業体験の場としてもいいのではないかと思います。これが将来、農業後継者の確保に役立つかもしれないと思います。

どんな職業でも、楽なものはないと思います。ただ、好きであるかそうでないかによって大きく変わるもので、好きであれば現実に立ち向かう力がわいてくる、そうでなければみずから努力より人の責任にしてしまおうと考えます。しかし、やる気を持つ一生懸命頑張つても、自然相手の農業は夢と誇りを持ってもどうにもならないことがあります。安心して農業に取り組むことのできるような体制をぜひともつくつていただきたいと思います。

農業を守ることは自然を守ることにもなります。今後とも、一生産者として、これからが農業はおもしろいと前向きに考え、頑張つていきたいと思います。

以上で終わります。

○山崎俊宏君 ありがとうございます。

次に、本田笑子君にお願いいたします。

○本田笑子君 私は、初めに、農業基本法に対しましては十分理解はできておりませんが、食料とか農業は今後どうしていけばいいだろうか、消費者の視点で感じたことについて、五つほど発言をさせていただきます。

最初に、消費者の役割についてでございます。

基本法の第十二条に消費者の役割が入つております。ともに考える場ができるといふことは、当然とはいひながら、消費者も責任を感じております。しかし、今までの考え方や習慣を変えることが必要です。例えば、調理時などの廃棄量を減らしたり、外見より中身を見たり、また自然とかが

わりながら生きることの必要性など、それらが当然視されて初めて持続可能な農業を営むことがで
きるのではないか。どうか。

消費者の柔軟性も読み取れる数字があるわけで
す。皆様のお手元にはちょっとお渡ししていいな
んですけど、あなたは生活の快適さとエネルギー消費
量についてどのように考えますか? ところで
の中で、消費量を減らしても頑張る、減らしながら
快適な生活をする、とにかく減らそうと努力す
るというのが七八%あったわけです。これはやはり
今の時代を自分自身で読み取っているのではな
いでしょうか。

農業に経営感覚を導入していただき、輸入作物との競争の中で磨かれた良質な農産物を消費者に提供していただき、また余剰の農産物は輸出を視野に入れた経営をしていただくと同時に、その中には情報通信も活用して農業の活性化に期待したいと思います。

は、数字におぼれることなく、実態を分析して問題点を見出し、社会変化への対応はできるだけ早く、消費者に情報開示して、農業が変わっていく姿を実感させていただきたいと思います。
以上です。

であるわけです。今集落営農などか、あるいは中核農家の皆さんには大変努力をしていただいておりまますけれども、なかなかそれだけの力ではどうにもならない」ということで、この島根県なり中国地方なり

二位の安全は、一一・六%の人人が求めております。すように、現在遺伝子組み換えなどの新技術導入には不安を持っていますので、十分に説明していただき、理解を高められるような情報の提供をしていただいだいて、また、わかりやすい表示で消費者が選択できるところまでの手立てが必要です。私たちもは食品と接するところから農業を感じ取るわけですから、顔が見えることで安心を与えます。三枚目になるかと思いますが、アンケートの中で産地表示のところがござります。産地表示の確認を七一・二%の人がしております。このように、産地に対する希望度、顔が見えることの希望度というものを消費者は感じておりますが、私たちは、そのようにしていただければ需要の増加にもつながっていくのではないだろうかと思います。

二番目に、流通と表示についてでございますが、流通の合理化によってコストを抑え、競争力を高めようとするというのが七八%あったわけです。これはやはり今の時代を自分自身で読み取っているのでは、いじょうか。

た農業に転換していただきたいのですが、アンケートの中では、多くのエネルギーを使っていることを意識したことがあるという人が六四・三%もあります。輸送などの移動のエネルギーも加えますと、多くのエネルギーを使っているわけです。川上を汚さない農業が次の世紀には必要不可欠です。

立場から、この新しい基本法、特に農村振興といふ面、なかんずく中山間地域の問題について、平素行政を進めておる立場から少し意見を申し上げたいと思います。

私は、今回この基本法の案、まだ案でございまますけれども、今までありました農業基本法と比べていろいろな特色があるわけですが、その中で特に農業なり農村の持つておる多面的な、公的な機能というものを評価されておる、しかもそれが法律の文面の中に入つておるということは、私は強く評価をいたすものでござります。

立場から、この新しい基本法、特に農村振興という面、ながんずく中山間地域の問題について、平素行政を進めておる立場から少し意見を申し上げたいと思います。

私は、今回のこの基本法の案、まだ案でござりますけれども、今までありました農業基本法と比べていろいろな特色があるわけですが、その中で、特に農業なり農村の持つておる多面的な、公的な機能というものを評価されておる、しかもそれが法律の文面の中に入つておるということは、私は強く評価をいたすものでございます。

従来は、どちらかと云うと、農業生産あるいは農家の経営安定ということが中心に行われておつたわけで、それも大変大事でござりますけれども、これからは農村地域の振興といいますか維持管理、いうことが大変大事なわけでございますので、そういう面で評価をいたしておるところでござります。

その中で、私の意見は、まずこの直接払いという政策だろうと思いまして、これをやる方法については十分検討していく必要があろうと思います。

しかし、これは、私の今までの経験では、多分日本の農政上初めての、いわゆる農産物へのいろいろな助成策がござりますけれども、農地を守るということに対する直接払いということは初めての政策だらうと思いまして、これをやる方法については十分検討していく必要があろうと思います。

ていただきて、また、わかりやすい表示で消費者が選択できるところまでの手立てが必要です。私どもは食品と接するところから農業を感じ取るわけですから、顔が見えることで安心感を与える。三枚目になるかと思いますが、アンケートの中で産地表示のところがござります。産地表示の確認を七二・二%の人気がしております。このよう

て、活力ある農村に新しく生まれ変わることが必要です。職住接近を視野に入れ、女性も經營者としての知恵を出し、新規参入者を受け入れることでしよう。都市から離れている農村には、安心を与える福社対策の充実が必要です。それにより定住化が進み、生産の意欲も増していくのではないでしようか。

そういう中で、特に高齢化が進み、後継者がいない中山間地域の農村というのは今大変厳しい条件にあるわけです。公的機能を持つておりながらも、なかなかその機能を十分發揮できる体制にならない。といいますのも、条件の悪いところから逐次耕作放棄というものが出てきておるわけでした。それは一ヵ所出ますと連鎖反応で次から次へ、水利その他が一つでござりますので、一ヵ所がそういう耕作放棄になれば、それは連鎖的に地域に広がつてくる。

それで、その耕作放棄は、農業生産上、非常に大きな問題でもございますが、それ以上に、農村にとつては地域の崩壊につながる大変大きな問題

と思います。先ほど本田さんからもお話がございましたように、やはり消費者も含めた農業、農村問題を、特にこの中山間地域への直接払いといふような制度は国民全体の理解がないとなかなか政策として定着をしないだらうと思いますので、そこら辺をこれからどうやっていくのか。大変大きな問題だらうと思いますが、これはぜひ国なり国会の先生方のお力で国民全体の問題として取り上げていただきたいし、また我々農村の方も、この農村の持つておる自然環境その他をできるだけ都合のいいふうに考えておるところでござります。

それともう一つ、この中山間地域への直接払い制度というのは、これは地域によって中山間地域の状況が違つておりますので、画一的な施策というか基準といふものでは実際問題として非常に難しい問題があるのではないだろうか。それぞれの中山間地域の事情に、あるいは実情に合つたような政策展開ができるようなマニュアルをぜひつくっていただきたいということをございます。

中には、先ほど来話がござりますように、農地を守るということにあわせまして、有害鳥獣等の駆除といいますか、そういうことも農産物の生産費には非常に大きなウエートを占めておるわけでございますし、また土地改良施設、水路とか、今まで共同で川上から川下まで管理をいたしておりますところでございますので、そういう土地改良施設等の管理等についても今回十分検討していただきたいというふうに考えておるところでございます。

いろいろありますけれども、私は特に本日はこの中山間地域の問題について強くお願ひをいたしまして、私の意見陳述を終わりたいと思います。

○穂積座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの意見の開陳は終わりました。

○穂積座長 これより委員からの質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。今村雅弘君。

○今村委員 本日は貴重な御意見を賜りましたて、どうもありますがどうございました。

○私、出身は、今おりますのは九州の佐賀県でございまして、ここは同じく中山間地もあれば、あるいは有明海に面した干拓地もあるといったことで、農業の問題は非常にバラエティーに富んで、それぞれの問題を抱えているところでございました。

そういう中で、時間がございませんので、早速二、三お伺いしたいと思います。

それともう一つ、この中山間地域への直接払い制度というのは、これは地域によって中山間地域の状況が違つておりますので、画一的な施策といふか基準といふものでは実際問題として非常に難しい問題があるのではないだろうか。それぞれの中山間地域の事情に、あるいは実情に合つたような政策展開ができるようなマニュアルをぜひつくっていただきたいということをございます。

まず、平塚先生、自給率の話をちょっとされたわけでございましたして、十年後程度を目指にある程度設定すべきじゃないかということを言われました。これが先生の御意見といたしまして大体どのくらいが設定する一つの目安だというふうにお考なのか、この点が一つ。

それから、政策推進体系の簡素化ということでも、ちょっとおっしゃいましたが、この辺、我々も、実は自由民主党でも、朝八時前から集まっているいろな議論を取り交わして、農林部会等で一生懸命やつていてるわけございまして、できるだけ地域の意見も聞いてやつておるつもりでございますが、そういうものが正直言つてなかなか農家の方にはわかつていただけないような面もあるわけございます。こういったものについて、今後どういった形でやつてけば、もつと生産者の皆様あるいは消費者の皆様の御意見が反映できるのか、この辺について具体的な御要望等があればお伺いしたいと思っております。

それから、ちょっと欲張りで申しあげます。せんが、先ほどの山崎先生と本田先生の関係でございますがいいものをやはりつけていただきたい、特に健康志向といいますか安全志向といいますか、そういうものが日本の農業のある意味では強みだと私も思つておりますが、生産者の方からは、先ほど言いましたように、有機農業をやつたり、あるいは低農薬でやつても、そういった生産費が価格になかなか反映されにくい。一方、消費者の方からしてみれば、できるだけそういうものは明確に出していただける方が消費者としても買ひやすいし、また協力もしやすいということで、お互に思いは一つであるかと思ひますが、どうもそのところがうまく結びついでないという感じがしております。その後、いろいろ消費者運動をされる中で、その結果どういうふうに求めていかればいいのかなと思つておりますが、そのお考えがあつたら伺いたいと思います。

以上三点でございますが、よろしくお願ひいたしました。

○穂積座長 これから、ちょっと欲張りで申しあげます。せんが、先ほどの山崎先生と本田先生の関係でございますがいいものをやはりつけていただきたい、特に健康志向といいますか安全志向といいますか、そういうものが日本の農業のある意味では強みだと私も思つておりますが、生産者の方からは、先ほど言いましたように、有機農業をやつたり、あるいは低農薬でやつても、そういった生産費が価格になかなか反映されにくい。

一方、消費者の方からしてみれば、できるだけそういうものは明確に出していただける方が消費者としても買ひやすいし、また協力もしやすい

こと、どうもそのところがうまく結びついでないという感じがしております。その後、いろいろ消費者運動をされる中で、その結果どういうふうに求めていかればいいのかなと思つておりますが、そのお考えがあつたら伺いたいと思います。

それから、二点目の政策体系の簡素化でございますけれども、恐らく國の方もいろいろ努力はされているのだろうと思います。しかしながら、農

します。

○平塚貴彦君 御質問は二点でござります。

最初の自給率でござりますけれども、新しい基

本法は大体十年ぐらいた見込でということ

で、五年ごとの見直しということでござりますの

で、目標としては十年ぐらいた見込で、そ

うなりますと、それをどう扱つたらいかわから

ないというふうな声が地元の方からはよく聞かさ

れるわけでございます。

ただ、これは議員も御承知のように、どのよう

な食生活のパターンになるかによって随分変わつ

てまいります。したがいまして、食生活の指針と

いうものも示すというふうになつておりますの

で、日本人として望ましい食生活のパターンとい

うのを、モデル的なものを一応設定して、そ

ういうことをやつておるところではあります。

ただ、これは議員も御承知のように、どのよう

な食生活のパターンになるかによって随分変わつ

てまいります。したがいまして、食生活の指針と

いうものも示すというふうになつておりますの

で、日本人として望ましい食生活のパターンとい

うのを、モデル的なものを一応設定して、

べきと、いうふうに思います。それはなぜかといいますと、例えば水系の問題等もございますし、本來、それが一番である。

私は集落営農の組合長をしております。法人として広域にやつていることも事実です。ただ、当初は集落営農で自主的に共同作業というような形をとつておりますが、やはり実際に活動が困難になつたという関係で法人化をし、その受け皿の道を選んだということです。

ですから、もうやめてしまえということは決して言いませんで、とにかく基本的には、できるところは皆さん、それれしましよう、それが個人であろうが、集落営農という組織形態であろうが、基本的には、できることはそれぞれやりましょうという気持ちで、ただ、それ以外できないところはうちの会社でお手伝いしましようかというような形のつながりでやつております。基本的には、その集落はその集落で対応すべきという考えは今でも変わつておりません。

○本田笑子君 国がそういうものを打ち出したときの抵抗とおつしやいましたけれども、やはり現状だったらあるのじやないかと思ひます。それで、その方向には、多少国民、消費者も変わりつつあります。現在ではやはりまだ抵抗があるだろうと思うんです。

いろいろなところで、やはり徐々に、先ほどどなたかおつしやいましたように、各省庁がそれぞればらばらというのではなくて、やはり全体でそういうものを打ち出していくことで国民の考え方があつていいじやないか。

そういう面では、やはり全体的に底上げということをやつていただきたいと思っております。
○木幡委員 時間がありませんので、一問一答でお願いできればと思いますが、委員長、よろしくお願いします。

○木幡弘道君 佐々木町長さんにお尋ねしますが、農業委員制度の問題について大変な論議が基本問題調査会でもあつたんです。国会の中でも論議があつたんですけど、現在の農業委員をこのまま公職選挙法に基づく公選にして果たして機能するのかどうか。これを教育委員と同じように市町村の任命制度にして、人数を少なくした方がより機能するのではないか。だから、そうすれば農業委員会が中心になって町長さんなりなんなりが農業委員会と協議しながらやつていくことになれば、早晚というよりも今すぐ方々に、耕作放棄地が余計出てきつたことがあります。そうなつてくれれば、町長さんは選挙に出るものでござりますから、なかなか思い切つたことです。現に島根県あたりは三千町歩も三千五百町歩もできており、いうようなことも聞いております。そういうふうなこともありますから。だから、そこでは農業委員会が中心になつたことのリーダーシップはとりにくいのではないか。だから、そういうものをやつていかぬといけないのではないか。そういうものの調整をするのが私は農業委員会だと思つております。

○佐々木健君 農業委員会は、一番大きな仕事は農地の流動化ということですが、現実問題としては、十分その機能を發揮していいでないですから、農業委員会制度そのものを変えていくことには私は必要だらうと思います。

ただ、その選出の方法を教育委員会のように地方で選出するというには少し問題があるのでないか。何か別な方法を考えるべくどううと思いますけれども、農業委員会そのものは現在の制度からは少し変えていく必要があらうと思います。

○木幡委員 平塚先生にお尋ねしたいんですが、私は、農業会議の中に自給率と同時に農地面積の目標も立てたい、こういうふうに思つているんです。それと同時に、この基本計画そのものを国会承認させたい、こういうふうにも希望しているんですが、その問題について何か御意見があるんですが、その問題について何か御意見があるんで

○木幡委員 それで、花本会長さんにお願いしたいです。

実は、農業会議そのものが、今かなり組織が肥大化して、本来の役割を果たし得ないのでなかろうかというのが、基本問題調査会、総理の諮問機関で大変な論議になりました。そういう意味では、現職の農業会議の会長さんとして、今ある農業会議そのものをどう機能させるかということについて、御意見があればお聞かせいただきたいんです。

○花本英雄君 これは非常に大きな政策の転換になると思いますが、私は、農業委員会の組織とい

すね。

そういう面では、やはり全体的に底上げということをやつていただきたいと思っております。

○穂積座長 ありがとうございました。

うものの活用をもう少し考えていかにやいかぬのではないか。

そのいわれは、これから高齢化がどんどん進ん

できて、そして耕作放棄地がどんどん進ん

で、農協法を改正して、そして耕作放棄地を適正な法人なり大型農家なりに、利用計画に従つて町長さんなりなんなりが農業委員会と協議しな

がらやつていくことになれば、早晚という

より今すぐ方々に、耕作放棄地が余計出てきつ

たことがありますから、なかなか思い切つ

たことのリーダーシップはとりにくいのではないか。だから、そういうものをやつていかぬといけないのではないか。そういうものの調整をするのが私は農業委員会だと思つております。

○木幡委員 本田会長さんにお尋ねしたいんです。

今はほど有機農業、有機野菜について、ホウレンソウの話が出ましたが、今実はJAS法といつて、生産地を明示すべきだ、有機農業は有機農作物として明示すべきだ、有機野菜についても同様です。消費者の方は当然はつきりした方がいい。

一部で、生産者、特に小さい農家の生産者につい

ては余計な経費がかかる、こういう意見が出ているんですが、それについて、本田会長、消費者の立場でどう思われますか。

○本田笑子君 ちょっと踏みません、もう一回言つてください、簡単にごめんなさい。

○木幡委員 時間がないもので、それでは結構です。

山崎さんにお願いします。

今、大変努力をなさつて、後継者の方々が、

地元の農協あるいは農業団体に、自分の営農を通じて、どのような形で改革をすべきだという問題点があれば御指摘いただきたい。

○山崎俊宏君 大体大型農家というのは農協とも余り仲がよくなない、ということを聞いております

が、私のところは、全面とは言いませんが、農協を利用している。つまり、これは生産者と消費者との関係と似ている部分もありますけれども、お互いに誤解がある部分というのもたくさんあるの

じやないか。ですから、その辺でお互いに利用するところはいい意味でどんどん利用し合う、そういうことで農協を極力利用している。ですから、うまくやつているというのが現実です。

○木幡委員 実は、きょうの各公述人の先生方、

自給率の問題と中山間地域、まさにそのとおりで

ついては、そのあたり、私はちょっとよくわかりかねます、いろいろな責任の問題とか出てくるの

だらうと思いますけれども。

基本法が国会で制定されれば、基本計画そのも

のはそこまで必要なのかなという気もございます

し、国会承認ということになりますと、かなり重

みが出るという点では国の責任が強くなるという

ので、そのあたりのことはちょっとよくわかりま

せんので、ここではお答えできないと

思います。

○木幡委員 本田会長さんにお尋ねしたいんです。

今はほど有機農業、有機野菜について、ホウレン

ソウの話が出ましたが、今実はJAS法といつて、

生産地を明示すべきだ、有機農業は有機農作物と

して明示すべきだ、有機野菜についても同様です。

消費者の方は当然はつきりした方がいい。

一部で、生産者、特に小さい農家の生産者につい

ては余計な経費がかかる、こういう意見が出ている

んですが、それについて、本田会長、消費者の立場でどう思われますか。

○本田笑子君 ちょっと踏みません、もう一回言つてください、簡単にごめんなさい。

○木幡委員 時間がないもので、それでは結構です。

山崎さんにお願いします。

今、大変努力をなさつて、後継者の方々が、

地元の農協あるいは農業団体に、自分の営農を通じて、どのような形で改革をすべきだという問題

点があれば御指摘いただきたい。

○山崎俊宏君 大体大型農家というのは農協とも

余り仲がよくなない、ということを聞いております

が、私のところは、全面とは言いませんが、農協

を利用している。つまり、これは生産者と消費者

との関係と似ている部分もありますけれども、お

互いに誤解がある部分というのもたくさんあるの

じやないか。ですから、その辺でお互いに利用する

ところはいい意味でどんどん利用し合う、そういう

ことで農協を極力利用している。ですから、う

まくやつているというのが現実です。

○木幡委員 実は、きょうの各公述人の先生方、

自給率の問題と中山間地域、まさにそのとおりで

ありまして、ただでカップリングについて、直接支払いの原資をどこに求めるかということ、これからになるんですが、その原資を求める場合に、国民に広く負担を求めるということになれば、農業系統団体の組織の再編整備という自助努力がなければ、なかなか理解を得ることができなくなる点があるんです。

先ほど山崎さんから話がありましたとおり、農業共済の問題で、収量制から価格あるいは品質制にすべきだ、これは前から国会で論議になつてゐるんですが、しかしながら農業共済そのものの二段階制、全国段階と都道府県段階、二段階制については今回も見送られたんです。そういうことも考へると、農業団体の組織論について、現場から、これから農業団体はこうあるべきだという意見があつたら、山崎さんからお聞かせいただきたい。

○山崎 優宏君 現場ではふだんのこと等を考えやつていることもないわけございまして、やはり答弁はちよつと難しいなというのが実際です。

○木幡委員 そうですか。

それでは、最後に、平塚先生にお願いします。

実は基盤整備事業といいますのは、農家の負担もあるいは行政の負担も大変かかる。農地の確保をして、二十一世紀型の農地を整備しなきゃならない。一方で、これから新たに中山間地域に対する、先ほど先生御指摘の有害鳥獣についてもデカップリングでもつて考慮する。あるいは高齢者の問題についても、幅広く中山間地域のデカップリングをする。原資をどこに求めるかということになつた場合、これは大変厳しい状態になるといふことは想定されるんですが、その問題について、平塚先生、何か御意見があればお聞かせいただきたい。

○平塚貴彦君 まさにそこが最大のポイントの一つだと思います。私は新しい政策を打ち出すことに伴う新たな財政負担を理由にして他の政策が削減されるようでは困るということを先ほど申し上げました。特に、中山間地域等への直接支払いの政策とい

うのは、私は農林水産省だけの政策として打ち出すことにはそもそも無理があるというふうに思つてます。これはまさに農村政策でもあるわけです。まさに農村政策の中に位置づけられている。特に、多面的機能の發揮ということを相当強調しているわけですね。だとすれば、国土政策の一環である、そういうふうに考えないといけない。特に、水源の涵養とか国土保全ということになれば、これは農林水産省一省庁の問題だけじゃないわけでございます。

ですから、そういうところも各省庁との連携が必要だということでございまして、やはり広く国家的政策と位置づけて、他の省庁と農林水産省が、たまたま所管は農林水産省だけでも、政策の内容なり目的というものは省庁を超えた国土政策、國家政策として位置づけて財源の確保を考えるべきだというふうに思つております。

以上です。

○木幡委員 ありがとうございました。

○鶴橋座長 次に、安住淳君。

○安住委員 安住でございます。

時間がありませんので、端的に、私の方も一問

一答でお願いします。

平塚さんにまずお伺いをいたしますが、今のこの中山間対策に関連して、具体的に、どんなところでそれを対象にするかという、いわゆるガイドラインを設けなければなりません。このことについて参考になる意見があればお聞かせ願いたいと思います。

○平塚貴彦君 これは、対象地域なり行為なり対象者はさまざまございまして、非常にたくさんのことがあります。

私は、その中で幾つか申し上げますと、例えれば対象地域というのはできるだけ広くとる必要がある。特に、一定の面積ですね。団地の面積を最低限規定しようというふうな話もあるようですけれども、中山間地域ではなかなか団地化というのには困難でございますので、余り面積の下限にこ

だわるというのは贅成できない。

また、交付単価掛ける作業量といいますか、特定の農業者に対して交付される金額につきましては、まさに農村政策の中にはございません。例えば、第三セクターとか、あるいは農作業サービ

ス事業体等はかなり大面積ですね。作業を請け負うという場合には、当然交付価格は高くなるわけ

でございます。そういう余り制約した基準はつくらない方がいい。

それと、非常に大事なことは、先ほど佐々木町長もおつしやいましたけれども、中山間地域の実情というのは非常にさまざままでございまして、いろいろな格差が発生する原因とか、その程度とか内容はまちまちでございますので、国は大まかな基準をつくって財源を確保して、あとは地方に相応程度任せてしまふ。地方はしんどいわけございませんけれども、地方自治体に任せてしまふ、そういう柔軟な姿勢をとつていただく必要があるのじやないか。

そのほかいろいろござりますけれども、ちょっと時間がございませんので、この程度にしておきます。

○安住委員 そこで、佐々木さんにお伺いします。私も東北の出身ですが、現実にそれぞれの町でデカップリングの指定をするというのは、確かに地方でやることはいいのかもしれないが、むしろ大変さが伴うと私は思うんですけども、いかがでございますか。

○佐々木健君 大変ではございますけれども、いかがでございますか。

平塚先生が言われたように、私もそれぞれの地域の実情に合った指定をすべきだうと思います。それから、指定地区もそれぞれの地域の事情がありますので、やはり広くて厚いのが一番いいわけですが、なかなか財政的にそれが難しい。いろいろな面で難しくなると、むしろ広くて薄いよりも狭くて厚い方がこの事業としての事業効果は出るのでないかな。同じするなら、広くて薄くするよりも狭くて厚い事業といいますか、そういう

はないかと思います。

○安住委員 本田さんに二点ほど伺います。

第一点は、品質表示制度であります。現状の品

質表示制度に大変不満を持つていらっしゃる消費者の方がもしかすると多いのではないかと思いま

すが、どこをどう具体的に改善して、何をもう少し表示すべきなのかという点と、自給率の問題でございます。

必ず出てくる問題がありまして、これは残滓、いわゆる食べ残し等々の問題があります。これについては具体的に何かお考えになつておられるこ

とがあれば教えていただきたいと思います。

○本田笑子君 品質表示の問題は、書けば非常に複雑になると思うんですが、やはりどこがつくつたか。それから、今度は内容、有機などはどういう状態か、国が方向を示されればその基準値に合つているとか、具体的にそういうものが表示されないと、あいまいなんですね。特に、お野菜なんか、箱から出していきますから、その辺でわかるくなる。その辺がはつきりできなければ、出荷する段階からしなければいけないのじやないか。

そういう気もしますね。途中の流通段階で非常に分かれしていくのです。

そういうことと、それから自給率、さつきの食べ残しの問題ですが、これは本当に、もう毎日それぞれがやるしかなくて、私も今努力していると一ヶ月に一万円ぐらい、冷蔵庫で腐らせなくなつた、まずそこからスタートしなければいけないのじやないか。食べるときも、今ごろはすぐ腐つたりしますから食べ残しは持つて帰れないということもありますから、それからまた、非常に昔と変わってきた面もありますので、まず自分からということしか今の段階ではないかなと思つております。

○安住委員 山崎さんにお伺いいたします。

現状の減反政策についてどのように思つていらっしゃるのか、御感想を聞かせていただきたいというのと、今認定農家の方の率直なお悩みを聞きましたが、やはりほかの地域でも減反農地への対応というのが非常に難しいという意見が随分聞かれます。その点も含めて、お話をいただければ

と思います。

○山崎俊宏君 転作につきましては、賛成でもなく反対でもないというのが本音のところでございます。それで、米の需給バランスをとるために当然転作は必要だという認識でございます。

ですから、現場いたしましては、その転作によつて、減反ではなくあくまでも転作、我々は物をつくつてそれを売ることによって経営が成り立つということでございます。ですから、休ませてどうこうというのにはいかがなものかなという気持ちもあります。

その点で、とにかく基本的には、生産して販売してもうける、そこでやはり転作の取り組みは大豆ではなかなか難しいなというところで、付加価値のございます白ネギ等の増反にも取り組んでいらっしゃるところでございます。

○安住委員 一律減反ではなくて、例えば認定農家の方にだけは減反の傾斜配分を少し緩めていくとか、そういうことについてはいかがですか。

○山崎俊宏君 その点でございますが、確かに認定農業者といいましても、今の段階では各行政の長、町長さん等が認定する。本来は、地域から認知されることで初めて認定農業者になるということになりますと、例えば転作につきましても、傾斜配分する場合につきましては、飯米農家等の問題もございます。

ですから、大型農家だけ、専業農家だけ傾斜配分によつて緩和するというのは、今の段階では地域の合意が非常に難しいという状況でございます。

○安住委員 最後に、佐々木さんにお伺いします。今度の法案の一つの柱として農村というものを一入つております。基本的には、私は、先ほどの意見でいえば、農村というのは多種多様にあるので、国がやるべきことでなくして、地方自治体を中心となつてやるべきことで、國が農村というものを一面向的に定義するのはいかがかと実は思つておりますが、このことについての御感想をお聞かせ願えますか。

おり、それぞれの地域で自主的に農村を守つていいものと思つていますが、特に、今回の中山間地域における直接払い、いわゆる国土保全という面から見れば、これは国の施策としてやはり取り上げていただきべき問題だらうというふうに私は理解をしております。

○安住委員　ありがとうございました。

○鶴積座長　次に、宮地正介君。

○宮地委員　公明党・改革クラブの宮地正介でございます。

きょうは、公述人の皆さん、御多忙の中大変に御協力ありがとうございます。逐次、各公述人の皆さんに御質問をさせていただきたいと思います。

最初に、平塚公述人にお願いしたいと思います。今回のこの食料・農業・農村基本法は、御存じのとおり昭和三十六年に農業基本法がつくられまして、三十八年ぶりの新法の成立に向けて今国会で審議をしているわけでございます。まさに、二十一世紀に向けて、我が国の農業、農村、食料の抜本的な改革を行い、希望のある日本の農業の将来に向けての改革だと私どもは受けとめております。そうした農業問題あるいは食料問題、農村問題の新しい憲法ともいいうべき法律が今審議をされているわけでございます。

そういう中で、今回四つの理念が掲げられておりますが、前文が今回は入っておりません。現行の農業基本法には前文が入っております。いわゆるこの法律がつくられていく背景、また今後どういう方向に向けていくか、そうした前文がないこと、果たしてこれでいいのだろうか、二条から始まる四つの理念で消化されているのであろうか、私たちにはこういう危惧をしているわけでございますが、この点について先生の御意見が伺えればありますか、どうなんでしょうか。こういう法案のスタート

イルというものを、私、余りよくはわかりませんので。

○平塚彦彦君 十五条に入れるというよりはこちらの二条の方がよろしいかと思います。

十五条のところは食料自給率の目標を定めるというふうになつていますが、目標というのは果たして数値目標という意味なのか、あるいは高めるというふうな内容の目標なのか、ちょっとわからぬわけでございまして、むしろ十五条は数字で示す。自給率もそうですけれども、農地の面積、先ほどどなたかおつしやいましたけれども、そういうふうな内容の目標なのか、ちょっとわからぬ表現の方がよろしいのではないかというふうに思つております。

○宮地委員 ありがとうございました。

次に、花本公述人にお伺いしたいと思いますが、花本公述人からは、穀物自給率を五〇%まで引き上げるという大変貴重な御提言をいただきました。

その問題についてさらにもう少し突っ込みますと、穀物的には、麦とか大豆とかコウリヤンとか、こういうものの生産性の向上が分子に入つてくるわけです。国内の米、麦、大豆、トウモロコシ、こうしたものの生産性の向上をさらに掲げていかなければならぬ。この問題はなかなか現状の中で厳しい状況にあることはもう御存じのとおりでございます。特に、麦とか大豆は非常に今海外からの輸入に大きく依存しているわけでございまして、この分子の国内生産を高めるということは大変至難中の至難でございます。

この点と、今度は海外の、輸入の問題について、これはやはり今後、WT.O交渉が来年から始まるわけでございますが、こうした点との絡みでも大変これまた難しい。分母、分子とも大変難しい状況にあるわけです。

これを五〇%に引き上げるということは並大抵の問題じゃない、こう私ども理解しているわけですが、花本さんとしてはその点をどういうふうにお考えの上で五〇%にというお話なのか、もう少し詳しく御説明いただければありがたいと思いま

食事はいいだとか言いますが、やはり若い者と年寄り、年齢によつて随分差があるようですね。ですから一概には言えないんですけれども、しかし日本型食生活は確かにいいということは感じております。ですから、これはやはり底流にあつて、もう少し皆さんに啓発をしていく必要があるのでないか。そうすれば、お米とともに伸びていく可能性はあると思うんです。

それから、先ほど遺伝子組み換えの問題ですが、この問題は、今大豆については要望を出してあります。私たち、やはり見えない今までにない、わからぬことについては非常に不安感を皆持っております。今の段階では、大豆がもう既に私たちの生活の中に入っているという話も聞いてみたり、この辺は私たちも実際にはまだわからないわけです。見えないんですね。ですから、ここをはつきりさせていただきたい。

あの牛のクローランの話も、お話を聞くと、実際にはこれは双子にするんだから危くなないんだという話を聞いたりするんですが、新しいものに対するおびえというのが、わからぬだけに非常にあることは確かだと思うんです。その辺ははつきりと説明をしていただきとすることで、必要ならばこれは仕方がないわけですから、食料の今後のことを考えると。ですから、これは受け入れざるを得ない一面があるかもわかりませんが、とにかくもとと説明をとります。

○佐々木健君 今度の中山間への直接払いの対象は、農地の所有者でなしに、農業生産活動なり農地の保全をしておる者を対象にとります。

と、これは全国的にはいろいろな形態があるわけですけれども、特にこの中国地方では、ほとんど集落営農なり、あるいは農業法人が主体にやつておつて、個人というのは非常に数が少ないので、ですから、これらについては、個々の農家へといふよりも、町村なり、あるいは集落を対象にといふ方が、この中国地方の状況から見ればいのではありませんかと私は思います。

○宮地委員 ありがとうございました。

○穂積座長 次に、一川保夫君。

○一川委員 私は自由党の一川保夫といいますけれども、本日は皆さん方、どうも御苦労さまでございます。

もう既にいろいろな先生方から御質問がありましたが、重複を避けまして、私の方からお聞きしたいと思います。

まず最初に、花本さんにお伺いしたいんですけども、農業関係の大変いろいろなお仕事を長年されてきたというふうにお聞きしております。昭和三十六年に現行の農業基本法が制定されて以来今日まで、農業を取り巻く諸情勢の変化に伴つて、今回新しい基本法を策定せざるを得ない状況に来ているわけです。これまでの現行の基本法、今日までの状況をすつと眺めてこられて、日本の農業というものはどこが一番問題であったか。まず、どういう思想を持つておられますか、そのあたりを、ちょっと要点だけでもお聞かせ願いたいと思います。

○花本美雄君 旧と云つては失礼ですけれども、今の基本法は、選択的拡大ということで、生産を上げて農村の活性化を図つてやつて、構造政策をやつしていく、これは成功したと思つております。ですから、今度の基本法は、皆さんがこれまで、どういうぐあいにして、その国際化されるところの流通体系を日本の国土に合つたような体制でつくり直していただくか。

例えば、それは材木が一番いい例です。三十年前に自由化され、今の農山村はやはり山を持つておる、それから水田を持つておる、畑を持つておつて、牛を飼つておる。こういうような総合的な山の効果というものがあるわけですから、皆さんが方向づけをなされるようになつて、昔の基本法の面と基盤の面と両方から農村社会を直撃してきておると思つております。

ですから、この際はつきり、新しい体制の中で、国際化していきます中につき、流通もにらんだ生産性というものを考え方ながら、そして農村社会をどうするかという方向に基本法の体制といつも押しへきついていたかにやいかぬ。

その中で一番大事なことの一つは、先ほども意見を出しておりましたけれども、高齢化社会というものが押し寄せてきますが、先生方はここ五年もお見えになりましたけれども、高齢化社会というものが承認のように、森林比率は〇・〇一ですか。私は、そういうことから考えて、米も、今これだけ日本型の食生活と言われますけれども、ハイ

考えをちよつと、私はいつも思うわけですが、もう五年もしたら、今の農村の中で農業をやつてゐる人が、六十五歳以上から七十歳以上の人が多いわけでございますから、恐らく三割は農家をやめる人が出てくるのではないか。そうすると、新しい基本法はこれに備えて、先ほど申し上げましたように、農地が荒廃しないように、生産性が上がり、食料の五〇%を何年かかつてでもやるというような体制になれば、新しい視点に立つた基本法というものをつくるてもらわにやいかぬ。

それは、国際化されますこのときでございまから、特に一番大事なことは価格政策だと私は思つております。それは国際化した国際水準の単価で、物流の中でのんだから、それをまねしてやつていかにやいかぬと言われたつて、日本の狭い土地の中ではなかなかそう簡単にはいくものではないと思ひます。

ですから、今度の基本法は、皆さんがこれまで、どういうぐあいにして、その国際化されるところの流通体系を日本の国土に合つたような体制でつくり直していただくか。

例えば、それは材木が一番いい例です。三十年前に自由化され、今の農山村はやはり山を持つておる、それから水田を持つておる、畑を持つておつて、牛を飼つておる。こういうような総合的な山の効果というものがあるわけですから、皆さんが方向づけをなされるようになつて、昔の基本法の面と基盤の面と両方から農村社会を直撃してきておると思つております。

だから、この中山間地対策でも、本当に今の農水省の予算の中で踊るようなことを考える人がいたら、これは成功しやしません。絵に描いたもちは、現実はヒノキでも、先ほど申し上げましたように、立米が七万円や七万五千円からしておらぬわけです。これがせめて、戦後復興は済んだのだから、十五万円ぐらいになつていけば、皆さんも御承知のように、森林比率は〇・〇一ですか。私は、そういうことから考えて、米も、今これだけ日本型の食生活と言われますけれども、ハイ

いう責任は重大なわけでござりますけれども、あわせまして、地方公共団体とのいろいろな連携とか地方公共団体の責務といったようなことについても法律の中に若干記述しておるわけです。当然ながら、先ほど來のいろいろな御意見を拝聴しておりまして、農業にかかるわる問題というのは、まさしく地方のいろいろな特性を生かしていくといふ面では、地方公共団体のいろいろな創意工夫なり、そういうお知恵を拝借しながら、これから日本の農政も展開すべきだというのはその根底にあるような気がします。

これから地方公共団体が農政を展開するに当たつて、一部地方分権とか、そういう世界にも入つてくるかもしれませんけれども、何かそのあたりについて佐々木先生の御意見がございましたら。

○佐々木健君 今御指摘のように、地方の農業、農村問題というのは、地方自治体が地域の皆さんと一緒にになって取り組んでいかにやいけない、これは大変大きな要素があるわけですが、肝心かための財政が大変弱うございまして、ここをどうするのか、これが一番大きな問題であるわけでして、地方分権もあわせて、地方の財政の確立といいますか基盤の強化ということもあわせて考えないとなかなか対応できぬと思います。

○一川委員 次に、消費者関係の御指導をされている本田公述人にお伺いしたいんです。

これから新しい農業政策、農村政策、食料政策を展開するに当たつては、国民全体のコンセンサスといいますか、そういう世論の結束が大事だということはどなたも大体共通していると思います。特に消費者側の立場としまして、これからのお農業とか農村の持つ役割とか、そういうた農業の大切さといいますか重要性といったことも含めて、農業関係者以外の人たちにいろいろと啓蒙していくなどという中では消費者の皆さん方の役割も大きいものがあるというふうに私は思うわけですがれども、そのあたりについて何か御意見がございましたら。

に、小さいころの教育というのは非常ににあるのじやないかと思うんですね。やはり食は幼いころに返ってくるというのがありますように、小さいころのおふくろの味というのも言われたり、やはりそういう小さいころの学校教育の中でそういうものを入れていくということ。

泥んこになつて遊ぶことすら今はありませんでしよう。先ほど土にまみれてという話がありましたが、そういうものがちよつと今的生活の中には、私も東京に住んだことがあるんですが、そのときにそんな話をしたことがあるんですね。マンションに住んでいて、コンクリートの上を踏んで、土というのはほとんどない。ちよつとこれじゃ、やはり皆さん、どこで何がつくられてといふこともわからないだらうね、だから上にできるのか下にはうのか、野菜でもわからないような、できてみても、これはどこで何を感じですね。ですから、その実態をわからぬで今生きていいるというところがあるので、やはり学校教育あたりが非常に大切なじやないかと思うんです。

○一川委員 先ほどいろいろな教育の話題が出ておりますけれども、確かに、我々もそういう考え方でまたこれからもいろいろな議論を深めてまいりたいというふうに思つております。

次に、山崎公述人にお伺いしたいのは、先ほどの、最初の御本人からいろいろなお話の中に、基本的には農業が好きでないとなかなか難しいといふような言い回しがちょっとあつたような感じがいたすわけです。もちろん、何事も取り組むものが好きでなければいい結果は出でこないわけですが、それとも、私自身も農村に住んでいる人間の人でもございますが、基本的には、努力した結果が報われるような仕組みなり、そういうものがちゃんと用意されておれば、農業の方々も当然それがなりの生きがいは感じるわけでござりますし、また一方では、国民全體のそういう支えがある、という中で働く意欲がわくのだろうというふうに思ひます。

が本当に好きになるにはというのは、それは持つて生まれたものなのか、あるいは努力すればそうなるのか、そのあたり、ちょっとお聞かせ願いたいんです。

○山崎俊宏君 それは急に好きになれと言われても好きになれるものではない。私も別に親から勧められて農業についたわけでもございません。先ほど来からお話をあるように、小さいときからやはり何らかの形で農業に触れていかないといけないのかな。ただ、年をとつてからまた農村に帰りたいということはありますけれども、年をとつてからじやちよとしんどいのございますので、やはり小さいときから少しずつ、ましてや、今は農村出身者が農業をする時代ではなくて、非農家といいますか農業以外の方が農業に、好きであろうと思いますが、一つのあこがれという形で入ってくる。要するに、人種がかわるといいますか、そういう時代でございますので、やはり小さいときからそれに触れることがます大事なのかなというような気がいたします。

○一川委員 先ほどの話にも共通するような、そういう教育・割と小さい、幼いころからの環境というの是非常に大事だというふうな印象を持たれています。

それでは、ちょっと話題をかえまして、平塚先生の方に。

冒頭のいろいろな説明の中で、高齢者のこれから農業に対する取り組みというのは政策の中での一つのポイントになるのではないかというお話をありましたし、一方、当然ながら、高齢者は福祉問題というものが、それと並行してしっかりとしめた対策がとられないとだめだというお話をございました。

先ほど花本先生のおっしゃったように、これら当然高齢化する社会に入つてくるわけでございますけれども、特に高齢者農業といいますか、そのあたりについて、何かもう少し掘り下げた御意見を聞かせていただければ。

○平塚實彦君 実態として、高齢者がかなり重要な

高齢者が本当に頑張って農業をやるうとする場合に、例えばなかなか仲間がいない、ゲートボーラーの仲間はいるんだけれども、農業の仲間がないというふうな実情がござります。

そこで、時間がございませんので、いろいろ申し上げたいことはございますが、一つ目ころから私が主張していることは、例えば高齢者の方々、あるいは女性もいいんですけれども、そういう高齢者の方々が集まつて農業をやれるような、それぞの地域に小さい団地をつくる。例えば、園芸団地をつくりまして、小ぢんまりとしたハウス施設を幾つか準備する。そのハウスをリースいたしまして、賃貸しをいたしまして、そこでやりたい人が、高齢者が集まつてまいりまして、これは女性を対象にしてもいいと思いますけれども、農業を行う。例えば、野菜をつくるとか花をつくるとか、あるいは牛舎をつくればそれは牛を飼うといふことになるわけでございます。ほつんほつん、孤立無援といいますか仲間がない状態では、なかなかやついても楽しくもないわけでござります。

そういう施設等をつくれるような土地というのは、幸い、特に中山間地あたりでは随分と今あるわけでございます。そういうところを活用して、リース施設園芸なんかをやつてみたらどうか。あるいはリース式の、アパート方式の牛飼いなんかをやってみたらどうか。そうすれば、高齢者も女性の方もそこへ集まつてきまして、いろいろなコミュニケーションの場にもなりまして、楽しくやれるわけでございます。

そういう仕組みをつくっていくことによって、この法案に示されている女性の農業への参画とか、高齢者の農業参画なり役割というものが具体的に生かされてくるのじゃないか、それは具体的な政策のレベルでございますけれども、そういったことを考えております。これは高齢者でも元気な高齢者で、農業への参画、そういう高齢者を対象にした対策として、そんなことを考えております。

○一川委員 最後に、もう一回佐々木さんにならうとお伺いしたいんです。

先ほどのお話の中で、現実問題、中山間の山村にとつては、農村の資源と言わされている土地改良施設といいますかかんがい施設とか、そういうたぐいのものを維持管理していく、それ自体が今非常に大変なんだというようなお話をございました。ああいう制度というのは、基本的には受益者負担というものが伴つたような制度になつておりますけれども、そういうことも含めて、これから農村のいろいろな資源というか資産をちゃんと更新していくために、どういうことが望ましいとうふうにお考えですか、何か御意見ございましたら。

○佐々木健君 基本的には、やはり前々から、昔から続いておる集落地域の共同施設として利用してきておるわけですから、それができれば一番いいわけですねけれども、現状では、なかなか集落そのもので、そういうふうに共同の溝掃除その他に出来られる人は一人か三人しかいない。そうなつてまいりますと、これは集落を超えて町全体で、そういう土地改良組合の班だとか、そういうことで土地改良施設の整備といいますか維持管理をしておるわけでして、私は、今回の中山間地域、条件の悪い地域への直接払いの算出の基礎は、有害鳥獣の防除経費なり、そういう共同施設の管理というものも十分加味したものにしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

○一川委員 ありがとうございました。

以上で終わります。

○總務長 次に、中林よし子君。

○中林委員 きょうはどうもありがとうございます。最後でございますので、よろしくお願ひします。日本共産党的中林よし子でございまして、地元島根県でございますので、よろしくお願ひします。

私は、今回の食料・農業・農村基本法といふ法律をつくる以上、本当に日本農業の再建、そして、とりわけ食料自給率の向上が確実になる、そういう

う法律でなければならぬ、このように思つているわけですね。

そこで、まず現場で頑張つていらっしゃる山崎さんにお話を伺いしたいと思うんです。

政府は、今回の基本法で、農産物を市場原理にゆだねても、よいものをつくれば高く売れるから大丈夫だ、こういう説明をしております。しかし、例えば新食糧法のときに、米をつくる自由もあるし売る自由もあるんだ、こういうふれ込みで新食糧法ができたと思っているんですが、規模を随分拡大されて稻作中心の農業をされているとお話を聞いたらんですけれども、こういう市場原理の導入で本当に営農が成り立つていくのだろうか。米が一部市場原理、もう導入されているわけですから、その後の山崎さん自身の経営実態、これは一体どういうぐあいに変化が出てきているのか、そのお話を聞かせていただきたいんです。

私たちも日本共産党は、やはり農業経営安定のためには農産物の価格制度を再構築する必要があるのじやないかと考えているわけですけれども、その辺のお考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○山崎俊宏君 昔はつくる自由、売る自由という、何か懐かしさを感じますけれども、確かに、うちの会社でやつてることで、それが率直なお考へを聞いて、本当にそうだと思つたんですけども、政府が考へているのは、耕作放棄地の発生の懸念がある一団の農地ということを言つてゐるわけですね。

そこで、例えば今回対象地域をどうするかということで、広く厚くがいいんだという率直なお考へを聞いて、本当にそうだと思つたんですけども、政府が考へているのは、耕作放棄地の発生の懸念がある一団の農地ということを言つてゐるわけですね。

その場合、私、美都町を思い出したときに、例えば、五十八年災害のときに、一戸はつんと遠く離れた農家の施設などが災害復旧の対象にならない、一人施設はならないという問題があつたと思うんですね。そういうときには、町単独でお金を出して何とか農家の方々を救つてはいるという町の大変な実情を目の当たりにして、本当に対象地域をどういうふうに設定していくのか。一団の農地ということになつてはいるんだけれども、私は、そういう離れたところも含めたところを条件不利の直接支払いの対象にすべきではないか、こ

など。ですから、米に關しましては直販という形で何とかやつてあるというのが現状でございまして。

○中林委員 美都町の佐々木町長にお伺いするわけですけれども、私は、かつて水害があつたとき、ちょうどお見舞いに行つたときに、町長さんから山を美都町で守つていくことがいかに大切かといふお話を直接お伺いして感動を覚えたことがあります。美都町の町民一人で何人分の国土を守つておるんだから、それに応じた災害対策なり、あるいは交付金なりが必要なのだというお話を聞いて非常に共感を覚えたことを今思い出しているわけですが、今回の条件不利地域に対する直接補償というのは、そういう意味では本当に中山間地域の農家の方々が待ち望んだ制度だと思うんですね。

そこで、例えは今回対象地域をどうするかといふことで、広く厚くがいいんだという率直なお考へを聞いて、本当にそうだと思つたんですけども、政府が考へているのは、耕作放棄地の発生の懸念がある一団の農地ということを言つてゐるわけですね。

その場合、私、美都町を思い出したときに、例えば、五十八年災害のときに、一戸はつんと遠く離れた農家の施設などが災害復旧の対象にならない、一人施設はならないという問題があつたと思うんですね。そういうときには、町単独でお金を出して何とか農家の方々を救つてはいるという町の大変な実情を目の当たりにして、本当に対象地域をどういうふうに設定していくのか。一団の農地といふことになつてはいるんだけれども、私は、そういう離れたところも含めたところを条件不利の直接支払いの対象にすべきではないか、こ

ひ国で負担してほしいんだと率直な声を聞かせていただいたことがあります。それで、この負担の問題、これについてのお考へがあつたら聞かせたいただきたいんです。

○佐々木健君 対象地域、それぞれの地域によつて違いますので、一団地といつてもいろいろなありますけれども、私は、国では一つの基本的な基準をつくつていただいて、その基準に沿つてそれぞれの地域の市町村で対象地域を決めています。そういう方法でやつていかない、今回の中山間地域への直接払いの制度は、全国一律の基準ではなかなか対応が難しかろうというふうに思つておりますので、それぞれの地域の実情に合つた方法で対応していく必要があるうと思ひます。

それから、町村の負担ですが、町村で出せれば一番いいわけですのでそれは進んでやりますが、悲しいかな、中山間地域の市町村の財政はなかなかそこまで手が回らない。だから、私はいつも言つておるわけですから、我々中山間地域の者は相当広い国土をいろいろな意味で守つておるわけだと思います。そういう意味で、この国土保全という国全体の施策の中でも、今回の中山間地域への直接払い等については国の責任において、あるいは国民全体の理解の上に対応していただくのがいいのだろうというふうに考えております。

○中林委員 平塚さんにお伺いしますけれども、今町長さんが財源問題といふことをおつしやつて、平塚さんも先ほど財源問題に触れてお話をされました。直接支払いの問題で、この財源問題なんですが、それとも、國の財政の逼迫を理由に削減がされたけれども、ただ、農水省の中の予算がありましたが、私もそう思います。

それで、先ほどからの質疑の中で、農水省だけを考えるのはいかがなものかという話があつたんですけれども、ただ、農水省の中の予算がありましたが、この予算の使い方についてのお考へがあればと思うんですね。

私は、今年度の国の予算を見ると、公共事業と非公共

事業の割合が、公共事業の方が五一・六%と過半を占めているわけです。歐米をちょっと調べてみると、イギリスなどは六八・九%が価格それから所得補償に回って、公共事業費というのは本当にどれだろうかと思うくらいしかとっていないんですね。それから、フランスでも六二・八%がやはり価格や所得の予算になつているということですから、日本の国の農林水産省内の予算の比率についての御意見があればということ。

それから、農水省が発表している公益的機能の試算が、昨年度の試算でも三兆三百十九億円の値打ちを持つていてあるということを出しているわけですから、やはりそれに見合だけの条件不利地域に対する直接支払い制度というのはなされるべきではないかと考えるわけですねけれども、そういう点も踏まえて、お話を聞かせていただければと思います。

○平塚貴彦君 公共事業関連の比率が高いといふうなことでござります。どの程度の比率が適当なのが、私にはなかなかわかりにくいわけでございますが、最近は盛んに公共事業の見直しが言われております。

ただ、農林水産関係の公共事業では、中山間地域を中心いたしまして、公共事業の必要な事柄についてはまだ大変多いわけです。例えば、下水道一つとしても、これは都市と比べればもう格段に普及率は低いというふうなこと、それから農業生産基盤の整備も、まだまだ山間部、中間農業地域を中心にやらなければならないことはいっぱいある。農道の整備等もございます。そういう意味で、農村への公共投資、公共事業というのにはまだ必要だというふうに私は思つています。

ただし、その予算の使い方というのはやはり工夫をしないといけない。例えば、圃場整備一つをとりましても、余り工事の仕方までちつとメニユーハ化されているのはいかがなものか。農家の人たちなんかから、もつとお金が少なくて地域の実情に応じた整備ができる方法もあるとい

うふうなことも聞きますし、あるいは牛舎であるとか、いろいろな施設を整備する場合にも、必要以上にお金がかかり過ぎているというふうなことをございますので、そういう面での改善はやつていかなければならぬだろ。けれども、公共投資そのものはまだ不足しているというふうに思つております。

それから公益的な機能、いわゆる多面的な機能を評価したものがいろいろあるわけで、いろいろな方法を見ても、少なくとも三兆円程度あるといふうな御指摘はそのとおりなのだろう。ただ、それを背景にいたしまして、どの程度公益的機能を維持するため予算を組むかというの非常に難しい問題だらうと思います。

けれども、この公益的機能が相当の評価額に上つていていることは事実でありますから、それをやはり維持していく、健全な形で發揮していくことが重要でありますから、それをやることは今後の我が国の経済社会にとって非常に重要な意味合いで持つておりますので、こういつた公益的機能を維持するということを根拠に、一定の直接支払いのための予算を組むということは十分国民も納得してくれるだらうし、私は、国が積極的に啓発活動をやりながら、国民の合意形成を図つて予算措置を講じていくべきだというふうに考えております。

○中林委員 続いて平塚さんにお伺いしたいのですが、多様な担い手の確保の問題で、女性の農業参画の必要性を訴えられました。現に女性の担い手というのは非常に大きな役割を果たしているわけですが、今回的基本法案の二十六条に女性の参画の促進がうたわれました。うたわれているのはまだ必要だというふうに私は思つています。

ただ、制度改革を待たずにやれることといふのは、今、中林議員も御指摘がございましたような家族協定、これはやっているところはあるわけですが、女性の方に対して一定の専従者報酬といいますか給料のようなものを支払うような形の家族協定を行われている経営もございます。そういうことを制度改革を待たずに実践していくということを、行政なり農協あたりがもう少し指導的な力を發揮してもらいたいと思います。

また、家族の経営でありましても、法人化をいたしまして、例えば有限会社のようないたまして、そして女性の経営上の地位を明確にしていく、そうして実質的に経営者の一員として経営に参画していくような方法をとることも可能でございます。

現に農家の女性たちに話を伺いますと、一つは税制の問題で、専従者になつてないので、税制

上はただ働き扱いになつていて、実質的な女性の農業への参画あるいは地位の向上を図つていただくために、御指摘のように制度改革はぜひ私も実現していただきたい。女性の力なくして日本の農業は到底支えられない。むしろ、男は余りばつとしないけれども、女性の頑張つておられたのかということで非常につらい思いをする。だから、いろいろ言われているし、家族協定も結べとあの新農政のときに言われたのだけれども、そこが担保されないと、今度二十六条をうたつてもらつても、本当に実効性が伴わないと、どう話を聞いたんですね。

この点で、先生の方で、女性の参画のいわば本当に現実的な担保の仕方といいましょうか保証のあり方、その辺で何か御意見があれば聞かせていただきたいんです。

○平塚貴彦君 これは御指摘のよう、制度改革をきちとやらないと基本的には解決しない問題だらうと思います。

ただ、制度改革を待たずにやれることといふのは、今、中林議員も御指摘がございましたような家族協定、これはやっているところはあるわけですが、女性の方に対して一定の専従者報酬といいますか給料のようなものを支払うような形の家族協定を行われている経営もございます。そういうことを制度改革を待たずに実践していくということを、行政なり農協あたりがもう少し指導的な力を發揮してもらいたいと思います。

また、家族の経営でありましても、法人化をいたしまして、例えば有限会社のようないたまして、そして女性の経営上の地位を明確にしていく、そうして実質的に経営者の一員として経営に参画していくような方法をとることも可能でございます。

そういう既存の制度なり、あるいは既存のさま

ざまな方法を工夫することによって、実質的な女性の農業への参画あるいは地位の向上を図つていただくために、御指摘のように制度改革はぜひ私も実現していただきたい。女性の力なくして日本の農業は到底支えられない。むしろ、男は余りばつとしないけれども、女性の頑張つておられたのかというふうに読み取るんですね。

○中林委員 消費者の立場からの本田さんにお伺いですけれども、とてもいい資料を見せていただきました。食生活関連のアンケート調査で、第一位は鮮度を基準にする。第二番目は安全性、第三番目は価格、全体統計のまとめでそういうふうになつていています。これから見ますと、やはり鮮度についても安全性の問題についても、もちろん国内生産についてもありますけれども、やはり輸入農産物、食料品、これについての懸念が大きいのではないかというふうに読み取る드립니다。

○中林委員 消費者の立場からの本田さんにお伺いですけれども、とてもいい資料を見せていただきました。食生活関連のアンケート調査で、第一位は鮮度を基準にする。第二番目は安全性、第三番目は価格、全体統計のまとめでそういうふうになつていています。これから見ますと、やはり鮮度についても安全性の問題についても、もちろん国内生産についてもありますけれども、やはり輸入農産物、食料品、これについての懸念が大きいのではないかというふうに読み取るんですね。

WTO協定に横並びにして残留農薬などの基準が緩和されました。これは当然強めるべきだと私は思うんですが、先ほどから遺伝子組み換えの表示の問題も出でておりますけれども、輸入農産物の安全性の確保の問題で御意見があれば聞かせていただきたいと思います。

それから、消費者として、現在四一%までカロリーベースで引き下がつた自給率問題についての思いがあれば、お聞かせいただければと思います。

○本田笑子君 安全確保の問題で御意見があれば、これは、やはり輸入品に対するまゆづば的、そういうものは確かにありますね。しかし、台風なんかで非常に高騰したときには、外国のものが私たちの生活を非常に助けてくれたということもあります。ですから、どこにしろ表示ということがあります。ですから、どこにしろ表示といふことです。ですから、どこにしろ表示といふことです。ですから、どこにしろ表示といふことです。

また、農業者年金なんかは、農地の所有権がなくとも農業者年金には加入できる、つまり女性も、妻も加入できるような道はもう既に開かれていると思います。ですから、私たちが一番見るのは表示といふことです。

いということだと思います。

それから、自給率の問題につきましては、やはり私どもは内需をしっかりと、今はやはり揺らいでいると思うんですね。外国のものを入れて自由化が始まっていますので、農家の人も自信をなくしているのではないかというような気がします。もう少し農家の人も自信を持つて、やはり近いところで、鮮度のいいものは近いもの、エネルギーも少なくて、私たちの食に、声もかけられる、何をどうしてつくったかということも聞ける、そういう面では非常に国内産は愛好したいと思つております。

以上です。

○穂積座長 これにて質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述の方々におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。

拝聴いたしました御意見は、法案の審査にこれから大いに役立ててまいりたいと思っております。改めて厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして心より感謝申上げます。ありがとうございました。

これにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

方よく御存じのとおり、小麦、豆類、飼料作物という主として畑作物の大規模な生産拡大が必要になります。これがなかなか現実には難しいというふうに言われているわけあります。この点では、北海道は、こういう重要な農産物でありながら自給率の低い作物についての国内における適地であり、主産地であります。

これも資料の七十六ページをちょっとどうらいただきたいのであります。生産量が全国第一位の農産物のシェアがここに書いてあります。小麦で四九%、大豆一五%であります。インゲン豆で七十九%、豆類では北海道は圧倒的な九四%、小豆七十九%、豆類では北海道は圧倒的な九四%を占めています。

北海道農業全体として全国の農産物の生産に占めるシェアは、金額表示だと一〇・五%ということで、文字どおり食料基地であるわけあります。この一〇・五%というのは金額表示であります。自給率の計算の基準になつていて、自給率で計算いたしますと、国内の農産物の総力口一生产の一九・五%、約二〇%を北海道で賄つておられます。

このように、自給率を引き上げるために、北海道農業の抜本的な強化策が当然必要になるだろう。そういう点で、私の希望でございますが、基本法の条文に、国内農業の維持拡大、あるいは自給率の向上という文言を明記していただきたい。そのことによって、北海道の役割、北海道農業の役割はより鮮明になるだろうというふうに考えております。

三番目は、直接所得補償についてでございます。後からほかの陳述の方々からいろいろな話が出るだらうと思いますけれども、現在、日本一の規模を持つこの北海道の専業農家は、ガット合意以降の価格低下に大変苦しんでおります。このままで、いわゆる中核農家と言われる人たちが離農し、せっかくここまで来た北海道農業が空洞化するおそれがあるということを大変恐れております。

第一点で述べました北海道の大規模専業農家は、いろいろ弱点もございましたけれども、基本的に価格政策によってこれまで支えられてきたところが私の認識でございます。現行基本法には、この点で、農業基本法第十一條は、政府に価格安定政策を義務づけております。同じく十三條は輸入農産物に対する国境措置を義務づけております。いわば北海道の大型農業はこの二つによつて守られてきたというふうに申し上げていいと思ひます。ですが、今回の基本法、新しい基本法ということで、ここがどうなるのかというのが、北海道の農業関係者が一番不安に思つておられる点であります。その点で、国境措置については新しい基本法の十八条には現行法どおり残された、このことについて私は大変評価しております。しかし、価格安定政策の義務づけはなくなつた。これから価格は市場原理でいくんだということになつております。この価格安定政策の政府への義務づけと、この点が、現行基本法がWTO協定違反であるといふことが、恐らく今回の改定の背景であろうというふうに思つております。

WTOとの関係で価格安定政策をとることができないということであれば、それにかわる所得補償政策をとつて、特に農業に収入の大部分を依存している意欲ある専業農家、専業農家を支えると、いうことが国政として不可欠であるというふうに思つております。その点で、直接所得補償、条文では直接支払いという表現になりましたけれども、これが中山間地対策に限定されているという点は、私は大変不満であります。

御承知のように、EUは、これまで条件不利地の対策としてとられてきた直接所得補償を、九二年の農政改革で全地域、全經營を対象としたいわゆる包括的デカップリングに改めております。これは、ガット合意によってEUも政策を変更せざるを得なかつた。その政策変更に伴う農業者の所得減については政府に、国家に責任がある、したがつて国家がそれを償うのは当然であるという考えに基づくものであります。我が國の場合もこの考え方を当てはめるべきではないかというふうに考えております。そうすれば、これは中山間地だけの対策ではなくて、特に北海道のような政策変更による影響が最も大きい平場の専業経営こそが直接支払いの対象になるというふうに考える次第であります。

このような考え方を取り入れることで、北海道を初め全国の意欲ある農業者の期待にこたえ、国内農業の維持拡大、自給率の向上を達成し、国民の食料に対する不安を取り除く必要があるということが強調いたしまして、私の意見陳述を終わります。

○松岡農長 ありがとうございます。

次に、直宗治君にお願いいたします。

○直宗治君 ただいま御紹介いただきました、北海道中央会の副会長を仰せつかっております直宗治君、申します。よろしくお願い申し上げたいと思いまます。

まず、今回のこの農林水産委員会の地方公聴会を、わざわざ札幌まで諸先生にはお出ましを願いましてこの地で開催していただきたいことにつきまして、心より厚く御礼申し上げるところでございます。

それは、早速私の方から考え方を申し上げたいたいと思います。

まず、前段、御案内のことと思ひますけれども、北海道農業の現状について若干申し上げたいと思います。

北海道農業は、明治二年の開拓使の設置以来、積雪寒冷な気候や火山灰地や泥炭地という悪条件によって、生産基盤の整備によって克服し、わずか百三十年余りの間で我が国最大の食料基地に発展してまいっております。

北海道農業は、近代的な農業技術の導入や、また国の支援策によって、生産基盤の整備によって克服し、わずか百三十年余りの間で我が国最大の食料基地に発展してまいっております。

世界の食料需給は長期的には逼迫する可能性が見込まれる中、国民の必要とする食料について、基本計画に関連して、品目別生産目標と食料自給率についてであります。

最初に、第十五条にあります食料・農業・農村基本計画に関連して、品目別生産目標と食料自給率を確立することは絶対必要であり、これを具体化するため、品目別生産目標と食料自給率向上目標を明示していただきたいと思います。

次に、第三十条の所得確保、経営安定対策であります。

市場原理や国際化の一層の進展は専業農家ほど大きな打撃を受けていることから、地域農業の中的扱い手に対する所得確保、経営安定対策に万全を期すことを強く要望いたします。

なお、品目ごとの所得確保、経営安定対策については、これまでの品目政策の経緯や、特に生産現場の実態、品目特性を十分踏まえた対策とすることを求めます。

北海道の基幹作物に関する経営安定対策には次のような不安や課題があります。

米では、他の作物に先駆けて市場原理が導入されましたが、価格の暴落により所得の減少が顕著になってきております。自主流通米の価格下落時の価格補てん対策として稻作経営安定対策が実施されておりますが、これと併せて基準価格と価格下落幅を満度補てんする仕組みではなく、補てん金を加えてもなお生産コスト割れにあるのが北海道米の現状であります。価格下落の打撃は経営規模を拡大した意欲的な経営ほど大きく、稻作農家は、今後の経営の維持安定に大きな不安を抱いており、再生産を可能とするため、稻作経営安定の諸対策の充実強化を強く要望いたします。

酪農についても、本年三月、新たな酪農・乳業対策大綱が出され、平成十三年度より、生産者補給金制度の廃止を初めとして、現行の価格制度を市場実勢を反映した価格形成の仕組みに移行することとなりましたが、この移行に伴う経営安定措置について、酪農家が生乳の再生産を安定的に行える所得を確保し得る対策の確立を強く求めます。

さらに、本道の畑作物であります麦についても、昨年五月に新たな麦政策大綱が決定され、十二年産より民間流通に移行することになりましたが、この移行に伴う経営安定対策についても、生産コストを償い、安心して再生産に取り組み得る具体的な仕組みとするよう強く求めしております。特に、

畑作は輸出が不可欠であります。畑作経営トータルとしての経営安定対策の早急な確立をお願いする次第であります。

市場原理の導入については、牛肉の自由化でも、牛の個体価格暴落により大きな打撃を受けた経験があります。農業者は、今後の経営に深刻な不安を持つております。

また、農村では離農、高齢化が進み、後継者不足が深刻化しておりますが、労働の対価も確保できない現況では、後継者や新規就農者を確保しようとすること自体が無理なことが明らかであります。

専業農家の経営安定に向け、価格暴落に対する経営安定措置を早期に講じるとともに、土地改良負担金や基盤整備の負担金など、各種支払いコストの低減に向けた総合的な対策も講じて、再生産の可能な所得を確保し得る万全の対策を強く要望いたします。

なお、第三十五条にあります中山間地域等条件不利地域に対する直接支払いについてであります。が、農水省の検討会の中間答申では、特定農山村法など五法指定地域の一一定の傾斜地を対象として想定しております。しかし、北海道では、五法指定地域以外の平場にあっても厳しい自然条件の制約のもとで酪農、畑作等が営まれており、対象地域・対象行為、対象者等に関して現場の実態や地域の意向を十分踏まえ、地域の創意工夫を生かせるものとすべきであります。特に、平場の大規模専業経営が対象となる直接支払いの導入のため、環境機能面に着目した直接支払い制度の早期導入の流動化と扱い手対策であります。

国が示した見通しでは、現在約七万户ある農戸数が、平成二十二年には五万一千戸まで減少する見込まれております。他方、我が国の食料自給率の向上には、北海道の百二十万ヘクタールの耕地面積の維持が必要であります。そのため、食

の確保対策、総合的な土地利用計画の策定が必要であり、それを有効に活用するため、新規参入者の確保とともに、抜本的な農地流動化対策の確立が不可欠であります。

高齢化により離農が見込まれる中で、将来不安から規模拡大意欲が減退している現状を踏まえ、扱い手が確保されるまでの間、農地を保全管理する仕組みの構築や、農地保有合理化事業の拡充強化などの農地流動化の対策や、JJA出資型の法人への支援策など、多様な扱い手の育成対策を要望いたします。

最後に、第十八条に関連する次期WTO交渉についてです。

新しい基本法の理念である食料安全保障や農業、農村の多面的機能の発揮を実現していくためには、各国の持続的な農業生産を相互に尊重し合う、真に公正な貿易ルールの確立が欠かせません。幸い、法案の第十八条には、関税率の調整や輸入の制限を行う旨の定めが残されました。いざとなれば輸入制限するという国の方針のあらわれと受けとめております。

次期農業交渉では、この条文の内容が名実ともに実行可能となるように、我が国の食料安全保障と農業の多面的機能を位置づけた新たな基本法に基づいて毅然とした姿勢で臨むとともに、国民合意形成や国際的な理解を獲得できますよう、特段の御配慮をいただきたいと思います。

以上、専業農家を主体とする北海道農業、農村が果たしてきた役割について十分御理解を賜り、農業の持続的発展と高品質な農畜産物の安定的供給のため、食料安全保障と多面的機能の発揮を理念に据えた新たな基本法を全国民一致した法律として制定されますよう、また、全国一的な農政でなく、専業地帯を重視した施策の展開に十分分配慮しながら、各般の施策の具体化を早急に図られることをお願い申し上げまして、意見をいたしました。

終わります。ありがとうございました。

この際、現地参加議員の吉川貴盛君が出席されましたので、御紹介いたします。

次に、北準一君にお願いいたします。

○北準一君 私は公述人の北準一であります。本日は、松岡團長を初めとして農林水産委員会の皆様には、農業政策にいろいろな御尽力をいたさながら、北海道に来られて私どもの意見を聞いていただき、このことについて感謝と御礼を申し上げたい、このように思うところであります。

私は、北海道の農家六万五千戸が加盟しております北海道農民連盟の書記長という仕事をしておりますけれども、私自身は、みずからも米をつくつておられる稻作農民であります。私は、今国会で審議されています食料・農業・農村基本法案について意見を述べさせていただきたいと思います。

本連盟では、皆様のお手元に配付しております資料にありますように、政府提案の本案に対して六項目の修正などを求めておりまして、現在、全国規模で修正を求める署名活動を実施しております。私はこの中で、特に食料自給率の向上のために国内の農業生産の維持増大を基本としていたただくことを前提といたしまして、今日は特に重要なと思われる第三十条関連の農産物価格制度の見直しに伴う農家の所得対策を中心にして意見を述べたいと思います。

初めに、北海道の水田農業、稻作経営の実態について、今、直副会長の方からもお話をありますたけれども、ちょっと御説明を申し上げたいと思います。

我が国は、関税率や国内支持削減などのUR農業合意を九三年に受け入れまして、九四年のWTO農業協定批准に伴い、価格支擲などを内容とした食糧管理法の見直しが迫られ、市場での価格形成などを柱とする食糧法へと大きな政策変更が行われたところであります。その結果、北海道産の自主米価格はここ数年で一五%程度以上も下落しておりまして、農業収入に多くを依存する北海道の稻作農家は経営の悪化に非常に苦しんでおるの

であります。

北海道は、平成六年に、UR農業合意などの国際化時代に対応するため、国が示しましたいわゆる新農政の方向を参考に、将来における経営類型の一つとして、二十四ヘクタール規模の大規模稻作專業經營によって千四百八十万円の農業所得を目指した「北海道農業・農村のめざす姿」を策定し、今日まで規模拡大路線を続けてきたところであります。

ここで、北海道における規模拡大型稻作農家の經營実態といたしまして、空知管内岩見沢市周辺の農家の事例をちょっと御説明申し上げます。

この農家は、昭和五十五年以降に十二ヘクタールの農地、水田を購入いたしまして、今おおよそ五千万円程度の負債を持っておりますが、現在は二十ヘクタールの水田を三人の専従者で耕作しております。昨年、平成十年分の經營収支を見ますと、農業收入は二千六百万円、經營費を差し引いた農業所得は四百七十万円程度であります。ここには労賃は含まれておりません。この農家は、十一年度期首におきまして、農地取得や機械・施設投資など約五千五百万円もの多額の負債を持っており、負債の年償還額は六百五十万円であります。所得から差し引きますと百八十万円の実質的な赤字、こういう実態になつております。實際の經營では、農地取得などに投資した資金が米価の下落などで固定負債化している、これが実態として浮き彫りになつておるところであります。

農林統計による平成九年の北海道稻作經營の十から十五ヘクタール層の稻作部門収支を見ましてもこうした傾向があらわれております。農業粗収益一千四百二万円、農業經營費一千七万円、農業所得はわずか三百八十五万円にとどまりております。生活費にも不足する額であります。とても新規投資分を回収できる經營状態ではありません。さらに、この經營を、企業が行つておる財務分析と同じ手法を用いた損益分岐点を用いて分析しますと、家族労働費を含めた費用は一千三百九十九

九万円であります。北海道農業・農村のめざす姿の経営分岐点を用いた分析では、純益収支概念による經營安全率はマイナス四%であります。投下した家族労働費さえ回収できない經營実態にあるわけでございます。なお、全道平均ではこの安全率がマイナス七%、こういうひどい状態でございまして、このことから、稻作地帯ではここ数年、土地改良事業の負担金や規模拡大などによる借入資金が固定負債化し、返済不能に陥る農家が多発しているのであります。

旭川市の東旭川町ペーパン地区の道営土地改良事業では、三十九戸の対象農家のうち、傾斜地といふこともありまして、水田本地の十アール当たり年償還額が、平準化事業などの償還軽減策を講じた後でも、単当二万円を超える農家が二十戸、三万円を超える農家が二戸あつたのでございました。しかし、米価急落などで償還に耐え切れなくなりまして、九年には十二戸が返済不能に陥り、ついに昨年、十年には六戸が離農に追い込まれるという状況になりました。

道内における国営及び道営土地改良事業と農業関連制度資金を合わせた平成八年度末の借入金残高は一兆円を超えておりまして、ほぼ北海道の農業粗生産額に匹敵しているのであります。生産コストの低減のために規模拡大や土地改良事業等を積極的に進めてきたことが、農産物価格制度の見直しの政策変更によりまして、逆に負の資産として今經營を圧迫している状態であります。

このため、制度資金にかかる農家負債で返済不能なものについては、元利金の減免措置や抜本的な超低利の一括借りかえ制度などの施策がぜひ必要であります。さらに、土地改良事業負担金について、抜本的な制度改善の上、既往事業の受

益者負担金の金利を無利子化し、さらに、今後の国営などの土地改良事業における受益農家負担をゼロにする、負担なしにするという施策を經營安定対策の一環として講ずる必要があると考えております。このため、農家負債整理のために緊急対策本部を設置いたしまして、北海道農業の再建を図るべきであります。

続まして、農産物の価格の形成と所得の補償率がマイナス七%、こういうひどい状態でございまして、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期する、このことを掲げておられます。農産物の価格安定と所得確保を明文化していたのであります。

しかし、提出されました新基本法案では、市場実勢を反映した農産物の価格形成と經營安定の措置をするとの表現にとどまっておりまして、国際的な農政展開の潮流に即した、価格政策から所得政策へという農政改革の大命題から大きく乖離してい

ていると言わざるを得ません。私ども本連盟の試算では、北海道における稻作と転作を合わせた水田農地十アール当たりの生産額は、UR農業合意基準年の昭和六十三年の十二万八千円の農業粗生産額から、平成十年には九万七千円に落ち込んでおります。その差は三万円であります。二四%の減少であります。これを実質的な農業所得に置きかえると、五〇%に近い大幅な所得の減少をしているのであります。

現在、經營安定対策として講じられております稲作經營安定対策がありますが、自主流通米価格が長期または大幅に下落する場合、補てん基準価格も低下するため、補てん後の農家手取り価格が生産費を大きく割り込んでおります。現状の經營安定対策では、価格支払制度の見直しなどの変更に伴う所得の大幅減少を償う政策としての役割は全く果たしていないと言えると思います。

このため、UR農業合意で緑の政策として認められております所得の大幅減少に対する補償の法

制度化、すなわちEUなどで実施しております所

得補償政策の導入がどうしても必要であると考えられます。現在、価格支持政策から市場価格形成への移行は極めて大きな政策変更であります。

また、新基本法案では、農業と他産業との生産性と生活水準の格差は正や所得の均衡については明記することを強く求めるものであります。

また、新基本法案では、農業と他産業との生産性と生活水準の格差は正や所得の均衡については明文化されておりません。本道のような專業的な農業經營が過半を占める地域では、他府県のように兼業の機会は極めて少なく、しかも、支持価格制度の見直しなどの政策変更による大幅な所得減少によって、他産業との所得格差がますます広がつておるのであります。

農林統計の調査による北海道の九年的稻作部門の經營全体を見ますと、農業専従者が投下した労働時間は三千六百八十六時間、經營統計で用いている一時間当たり千六百円の労働評価、これも非常に低いわけであります。本道の労働者一世帯当たりの所得額で換算しますと五百九十万円の労働報酬に相当する農業所得が入るわけであります。実際に農業者が手にしているものは半分以下の二百七十四万円であります。本道の労働者一世帯当たりの所得であります六百六十三万円にはほど遠い内容でございます。このため、農家の若者は収入のよい他産業分野に就職しており、新規就農者は減り続け、離農者も相次ぐなど、農村社会や地域経済にも深刻な打撃を与えておるのが実態でございます。

したがいまして、農業、農村の持続的な発展を期するためには、担い手である農業者に対して、離農者も相次ぐなど、農村社会や地域経済にも深刻な打撃を与えておるのが実態でございます。

こうした政策が講じられなければ土地利用型農業の持続や担い手農家の維持は困難であります。このことがぜひ必要であります。

このため、UR農業合意で緑の政策として認めて、国土・環境の保全、水源涵養、景観形成、保健休養、地域経済、社会、文化、これらの維持發

展などの農業が果たしている公益的、多面的機能の重要な役割が果たせなくなるからであります。このことに重きを置きました、私どもの六項目の修正の視点をぜひつけ加えた委員会の論議をお願いし、このことを決定していただきたい、ここを強くお願いするところでございます。

意見陳述を終わるに当たりまして、国民生活にとつて欠かすことのできない食料、農業、農村を二十一世紀に受け継いでいくことが我々農民の使命でもありますし、また、それは大きく国の責任であると考えております。新農業基本法について慎重な論議を積み重ね、国民の合意あるいは世論形成を図りながら、私どもの要望をきちりと取り入れていただきた法案の決定にさなる御努力をお願い申し上げまして、私の意見陳述を終わらせていただきます。

○辻富美子君 北海道消費者協会の辻でございました。よろしくお願ひいたします。

○松岡座長 ありがとうございました。

次に、辻富美子君にお願いいたします。

○辻富美子君 北海道消費者協会は、全道で七十四協会がありまして、その七十四協会で組織されております。よろしくお願ひいたします。

北海道消費者協会は、全道で七十四協会がありまして、その七十四協会で組織されております。日本型食生活の勧めだと地産地消運動だと、それから、昨年から地産品ウォッチャング運動などを進めておりまして、道内の農業、農家とは常にかかわりを持っております。

活物資は私たちの命と健康を支える最も大切な生活物資です。その生産を担つている農業が魅力ある農業で、そして豊かな農村であるように期待し、意見を述べさせていただきます。

まず、自給率向上についてですが、残留農業など不安の残る輸入食品より国産品、できれば地元の農産品に目をつけたいと思っています。自給率が他国に例がないほど落ち込んでいるのは問題であります。新法では、自給率の向上をはつきりうたうとともに、自給目標も何らかの形で掲げるべきではないでしようか。

次に、価格と所得補償についてですが、市場原理の活用はよいと思いますが、価格変動が激し過ぎて、消費者としても不安です。価格が低落したときの経営への影響を緩和するため、所得補償を強くお願いするところでございます。

次に、北海道農業の位置づけということで申し述べますと、担い手があり、生産性の高い北海道農業は、全国のリーダー的存在としてきちんと位置づけるべきです。

また、日本は沖縄から北海道と長い列島で、地域によってそれぞれ作物も経営方法も違います。

中山間地域だけでなく、北海道農家も場合によっては対象にしていただきたいと思います。国際的な競争力をつけた大規模専業経営農家、また、有機減農業などのこだわりのある農家の方に対しても所得補償を考えいただきたいと思います。

四番目に、消費者にわかりやすい表示と安全の重視をということです。

今までの農業基本法には消費者という言葉は入っていませんでした。このため、安全性や表示の問題や流通コスト低減の課題など、生産者やメーカーの都合のみが優先され、消費者の立場はないがしろにされていたように思います。新しい農業基本法では、消費者の権利と暮らしのニーズが正當に位置づけられ、具体的な施策を進めることができるよう求めます。

例えば表示問題ですが、遺伝子組み換え食品や有機農産物を初め、農産物の産地、種類などわかりやすい表示を徹底すべきです。また、残留農業基準などを厳しくし、食品の安全重視を盛り込むべきです。

と思つております。

次に、環境・国土保全のための役割重視というところでは、農業が水田など国土の保全や緑の環境維持に果たしている役割を重視し、国民によくPRする必要があると思います。特に、自然が多く残されている北海道は、自然と農地が調和よく存在し、その景観が観光資源にもなっているところが多いのです。それらは人々の情緒を豊かに育てる側面もあり、都市と農村のかかわりは、生産と消費といった関係以外にも価値が広がっていると思います。

以上で私の意見を終わらせていただきます。

○松岡座長 ありがとうございました。

以上で意見陳述者からの意見の開陳は終わりました。

いたところを補てんするという意味合いで直接支払い制度を導入するんだという認識もその通りかと思います。

まず第一点に、我々、この直接支払い制度を随分いろいろ検討させていただいております。大体、どういう目的でこうするんだ、所得補償政策として中山間地等の直接支払いをやるのか、あるいは、所得政策ではないんだ、あくまでも条件不利地域、競争するには同じ条件であらなければならぬので、この条件不利な地域についてそのコスト差を負担してやるんだ、厳密に考えていく必要があります。

この点について、先ほど先生は、総合的デカツプリングが必要だというようなことをおっしゃつております。ただ、それが心配しておられますのは、結果してそんなことで国民のコンセンサスが得られるんであろうか、単なる農家に対する金のばらまきにすぎないんじゃないかというようなことをかとつておられますけれども、我々が心配しているのは、そういうことについて直接支払いをしてもらいたいなというようなコンセンサスが得られるかどうかというところが一番の問題点なんですね。

時間がないものですから、単なる金のばらまきにならないよう、特に北海道の専業農家、特に今検討されているのは、傾斜地について、ヨーロッパの緑の政策をまねる、国際的に通りのいいような政策に取りかえるという形で、新しい政策でありますけれども、そういうことについて、ばらまきにならないかという御批判についてどう答えるべきか、所見があつたらお聞かせいただきたいと思います。

最初に、まず太田原先生にお話しさせていただきましたけれども、本当に、太田原先生の基本的な御認識については、まさにそのとおりだなというふうに思つていただきました。直接補償についても、価格支持政策をこれからは農政の中ではやめ、市場原理にゆだねる中でやつていくんだ、しかし、市場原理に単にゆだねただけでは特に専業農家については厳しい対応になるので、そう

この直接支払い制度については、先ほどの陳述の中でも申し上げましたが、日本では大分誤解してこれが議論されているというふうに前から私は

思っております。

ヨーロッパでは、確かにウルグアイ・ラウンド以前は、これは条件不利地対策としてやられておりました。しかし、ウルグアイ・ラウンド以降は要するに政府の責任によってガット農業合意をのみ、WTO協定を批准した、その結果、従来の価格を維持できなくなつた、その責任を国家が何らかの形で償わなければならない、いわば国家賠償の考え方方に立つてゐるわけであります。

そうであれば、委員御質問のその目的あるいは方法、ばらまき云々と言う前に、まずこれは、何らかの形で国家が責任を負わなければならぬことなどということを明確にしていただきたいというのが私の一番言いたいことであります。

そうであれば、委員御質問のその目的あるいは方法、ばらまき云々と言う前に、まずこれは、何らかの形で国家が責任を負わなければならぬことなどということを明確にしていただきたいと、いうのが私の一番言いたいことであります。

次に、国民のコンセンサスが得られるか。これ

○金田(英)委員 ありがとうございました。
そういうことで、我々も大体そういう気持ちでやっていることはやっているんですが、中小企業の方は、商店経営者の皆さん方と比べて、いや、私の経営、またことしも大幅な赤字だぞ、この不景氣で大変だ、米の価格が下がったから農家の皆さん方はある程度の補償制度はあるけれども、我々は全くないよというような意見等々もありまして、果たして、国民のコンセンサスが得られるとうな中山間地等の直接支払い補償制度を打ち立てることができのかどうかということなんです。私たちも、党の部会でいろいろと議論しております。

ます関係でも、今の検討の中では傾斜地等々について大分比重が置かれているものだから、どうじやないんじやないのというお話をいろいろとさせていただいております。実際にフィンランド等々では、北緯何度以上のところというような形で、緯度が判断基準になつて、寒冷な気候の中で土地の生産性がすごく低いからというような形で。そういった基準等々も、各国いろいろ違いますけれども、あることはあるわけがあります。北海道農業は確かに今大変な事態でありますけれども、果たしてそんなこといいのかどうか。まずは直接支払い補償制度を導入することから始めましょう、細かいというかそういったことについてはもう少し制度の運用を見ながら対策を講じてまいりましょうという意見も一方にあるわけであります。ですが、そんなことで大分難しい。要するに、煮え湯をひっくり返したような騒ぎになるわけであります。隣の農家は一反歩二万円もらうのに私はもらえないとか大変な騒ぎになるので、この基準づくりについて今大変な議論が進められているところであります。

そういったことで、直副会長にお尋ねしたいんですけれども、先ほど直さんから、平場の対策が抜けているぞ、中山間地等というような段々畑のイメージでは困るんだ、そのような趣旨の御発言があつたかと思います。確かに、農家の皆さん方、我々の選挙区でも大分離農が進んでおりますし、耕作放棄地はどんどんふえている。この対策をとるために、この中山間地等の支払い補償制度があれば所得がある程度は保障されるから担い手の確保もできるというような、そんな形でこの担い手対策としての直接補償制度みたいなものを考えておられるのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○直宗治君 中山間地域は生産性が低い、しかしを、國民からお手伝いを願いながらその地域の農業あるいはその地域を守つていこう、こういふ考え方でもって議論されていると思います。私

はそのことは、やはりそれなりの見方と、労働の生産性からいえば極めて低い地域でありますから、そこで農業を営むとなれば、それなりの対策というものがやはり必要だと思うんですね。しかししながら、北海道の稻作農業あるいは畑農業が一番苦労しておるんですね。

これは、市場原理の導入という形の中でもつて旧食管法から今の食料政策に変わった、このときには、価格あるいは生産性というものは国でもって責任を持つ、やはりこういう条文が加えられておるわけです。しかしながら、ここ二、三年の北海道水稻農業の経営というのは慘たんなるものがあるわけですね。

だから、実際にそういう国の施策によって展開してきた、いわゆる基本法の優等生、選択的拡大、所得の向上、規模の拡大を目指してやつた、そしてまた新農政の精神、農水省で書いた新農政のプログラムの政策によって展開してきた、そのところが一番経営が困るということはどういうことなんですかとということなんですよ。どこの国へ行っても、その国の一番大きい経営規模、どこがだめになつてもそれだけは残るというのが自然体なんですね。ところが今、米だけを見ればそういう形になつていらないということなんですよ。

それともう一つは、今まで言われているように、しからば傾斜地だけであれば、北海道の根釣のようすに牛と牧草しかとれない地域、これはそうしたらそういうところに入らぬですか。何をやりたくても牛と牧草しかとれないんですよ。そして、しかもそこは嚴寒地域なんですよ。マイナス二十度というのはもう日常なんですね。そういう中でもつて朝の三時から起きて、そして規模を広く持つて、国内の牧草でもつて乳を出していこうといふところですね。そういう平場の対策。

畑作においてもそうです。今全部価格を市場原価だけにゆだねられて、それだけでもつて競争せりと言つても、今の日本農業の形の中では勝てま

せん、それは現実の問題として、例えば今麦の問題がありますけれども、麦だって、アメリカから二千四百円か五百円で入ってくる、それを国内でもつて保護されて、そういう輸入先から守つて麦は一円にしておる、こういう環境ですね。

だから、そういう環境の中で農業をやっているわけですから、何らかそういう專業的な平場の農業も、価格だけで対応できないならば所得というものでもつて判断して、それを生活の基準としたものでなければ、どんな立派なものを持つても、後繼者と労働対価のないところには労働力がないということなんですよ。私は、そのことをやはりきつちりと理解していただきたい。

以上です。

○金田(英)委員 貴重な御意見、どうもありがとうございました。

北さんにお尋ねしたいんですけども、これら北海道の專業農家は、特に稻作農家は大変な経営不振に陥って、借金対策も大変だぞというような事例を引いての貴重なお話、本当にそのとおりだと思って、政策的にどうやつたらいいのかなどいうことで、我々、常に頭を悩ませているわけなんであります。

負担金対策、あと所得補償ということを随分強調されておられましたけれども、そのような所得補償という制度が、今基本法の中で議論されている中山間地等の直接支払い制度、そんなものではもう間に合わないんじゃないかというふうに思つてます。総合的なデカップリングということになりますと、いわゆる所得保険みたいな、全農家の所得全体を保険で保障してやる、中山間地、条件不利地域の直接支払いという具体的な目標ではもう覆い切れないんじゃないかというふうに私は思つておるんですけども、その点についての北さんの御意見がありましたらお尋ねしたいと思います。

○北準一君 いろいろ経営の負債にしても、その要因、今までの構造政策的にやつてきた部分が、今お話をありましたとおり、価格政策の見直しと

いう大きな起点ですから、今例え事業負担金だけをやればいい、農地の負債、購入対策だけをやればいい、ポイント的にやるということはできないと私は思っています。

お話をありましたように、北海道でも不作付あるいは放棄地が相当出ているという実態ですかね。およそこの状態が三年、五年続くとまだまだ広がる。

ですから私は、今基本法が目指しているものは、食料の安全保障に基づくといいますか、そこをベースとして、それは何かといいますと、我々農民のサイドから見ても、やはり耕作をしていかなければいかぬということですね。管理だけではだめなんです。だから、きちっとした耕作をやはり維持していく、続けるあるいは拡大していく、この視点が欠けていると私は思います。

ですから、その耕作を維持していくということを前提に、耕作に対する所得政策といいますか、つくらない者にそれはどうすべきということはありませんが、やはり耕作をきちっと続けていく上にその所得政策を組む。ですから、先生もお話をありましたように、例えば負担金の対策をどうしよう、あるいは償還金の対策をどうしよう、後継者対策をどうしよう、そういういろいろな分野はありますけれども、私は基本的には、耕作をしていくという前提に、例えば酪農政策でやりました。ような面当たりだと頭当たりだと、こういう視点がぜひ必要と考えています。

○金田(英)委員 ありがとうございました。

時間が来たようですので、辻さん、時間がなく

御質問できませんでしたが、申しわけありませんでした。では、また後の機会にさせていただきます。

どうも御苦労さまでした。終わります。

○松岡座長 次に、小平忠正君。

○小平委員 きょう四名の公述人の皆さんには、大変お忙しいところ、貴重なまた高遠な御意見を拝聴いたしました。まことにありがとうございました。まず心から、私からも御礼を申し上げたいと思います。民主党の立場で、今の四名の皆さん

御意見を体しながら、私からも、私の考え方なりました質問等をさせていただきますので、よろしくお願いします。

私は、農業基本法、現行の基本法はもう限界に来ている、したがって、二十一世紀を見据えて、次世紀に適合し得る新しい基本法をつくつていく、これが農業の憲法である。まず生産者の皆さんがこれにのっとって安心して営農をする、また消費者に向かっては安全で良質な食料を提供する、こういう基本のもとに新しく農業の憲法をつくりたい、こう、こういうことでこういうことになつたわけであります。

今皆さんのお意見の開陳をいただきまして、私も、今の御意見に加えて感ずるのは、我が党はこの基本法に、最近の傾向ではないんですけども、現行基本法のように、また憲法のようにしっかりと前文をつくる、そこに高らかに、農業は國の基なり、この精神をうたい上げる、要するにわかりやすく農業というものの重要性をまずうた

いとおりであります。

私も、今の御意見に加えて感ずるのは、我が党はこの基本法に、最近の傾向ではないんですけども、現行基本法のようには、まだ憲法のようにしっかりと前文をつくる、そこに高らかに、農業は國の基なり、この精神をうたい上げる、要するにわかりやすく農業というものの重要性をまずうた

いとおりであります。

そういう考え方のものと主張しております。これは今後、これから農水委員会でこのことをさら

に主張していくと思っています。

そういう中で、この自給率の向上をしつかりう

い上げる、その上で第一条、各条項に入していく、そういう観点がぜひ必要と考えています。

○金田(英)委員 ありがとうございました。

時間が来たようですので、辻さん、時間がなく

御質問できませんでしたが、申しわけありませんでした。では、また後の機会にさせていただきます。

どうも御苦労さまでした。終わります。

○松岡座長 次に、小平忠正君。

○小平委員 きょう四名の公述人の皆さんには、大変お忙しいところ、貴重なまた高遠な御意見を拝聴いたしました。まことにありがとうございました。まず心から、私からも御礼を申し上げたいと思

います。民主党の立場で、今の四名の皆さん

こういう中で内外の価格差による激しい価格低下、これはもう少し時間を持つて先生方の御意見をもっと詳細にお聞きしたいところでありますけれども、今お話を伺いして、私なりの考え方、感想を申し上げました。

そこで、せっかくの機会でありますので、短い時間でありますが、まず太田原先生、いかがですか。今のことで何か補足して特に強調されることがございましたら、簡潔にひとつお願ひしたいと思います。

○太田原高昭君 先ほど金田先生の方から、収入保険でカバーできないかというお話をありました。私たちも、新しい基本法の条文を拝見いたしました。政府の責任で経営安定対策をする、そのことが大事であり、この現行の政府案では欠けている、私どもはそう思いながら今いろいろと委員会で議論しているところであります。

そして同時に、自給率の問題。これは、今太田原先生がおっしゃったように、国際的に恥ずかしい、もうそのとおりであります。先進国では七〇から八〇%、あるいは一〇〇%を超える、多い国は二〇〇%、そういう食料自給率を守っている国が先進国の条件だと思うんですね。しかるに我が国は四一%。しかも、放置すればこれはますます低下することはもうはつきりしている。

そういう中で、この自給率の向上をしつかりう

たい上げていこう。そのことは、言うならば、二条でうたっています国内生産の基本、ここに生産維持拡大、これを明記して、そして自給率の向上を目指す。このことをまず高らかに明記して、その上で、第十五条でこの自給率の目標設定、そしてこれにつながってくる農地面積、総面積の目標設定も並行して行う。そういうもとにこの十五条をしつかりつくつて、そしてそれを国会承認、

このことも明記をして、自給率の向上は政府の責任のもとに行う、そういうことで私ども展開しております。

○小平委員 どうもありがとうございました。

それでは、直副会長、いろいろと北海道の立場で御意見の開陳がございましたが、重ねて確認したいのです。自給率の問題について、これを明示する、そういう御主張でありますけれども、そのところは私も同感であります。今お話をございましたが、そのところはどうですか。

○鷹宗治君 自給率、これはすぐ上がるだろう、そういうお考えの方も消費者の皆さん方にはおると思うんですね。自給率を一%上げるとなつたら、

ならばもう少し時間をとつて先生方の御意見をもっと詳細にお聞きしたいところでありますけれども、今お話を伺いして、私なりの考え方、感想を申し上げました。

そこで、せっかくの機会でありますので、短い時間でありますが、まず太田原先生、いかがですか。今のことで何か補足して特に強調されることがございましたら、簡潔にひとつお願ひしたいと思います。

今北海道でつくっている小麦、これが全部倍になつてようやくなんですね。約五十万トン。小麦であれば、一%の自給率を上げるのにどれだけの面積が要るかということなんですね、面でいければ。だから、簡単に自給率向上、自給率向上と言つても、この現況の中で、しかも後継者がいない、しかも農地の流動化が図れない、ということは農地価格が暴落しているということ、経営が逼迫している、そういう中でもって自給率を一%上げるというその難儀、それをだれがやるんですかということがあります。だから、農業者にそれなりの所得といふものをあげるだけのものがきちんとされれば、やはり自然的に自給率は上がるんですよ。

やはり私たち北海道が今まで嘗々と專業農家

地帯でもってやつてきているわけですから、そのことに目を見開いていただいて、再度この自給率向上と、いうものについて、專業農家のところにコストの削減をしながら国民の期待にこなえていく、それに足りないものについては、先ほど言つたように、やはり国でもって所得補償なりあるいは経営安定対策なり充実したものができるれば、當々と農業が継続されている以上発展していくだろう、私はそのように思つております。

○小平委員 ありがとうございます。

確かに、自給率の向上、言葉は簡単ですが、一

%上げる、これはもう大変なことだ、おつしやるております。逆に言うと、自給率を下げるとは

もつと簡単だ。したがつて、その難しい自給率を、

努める。そのためには、今おつしやるよう

に、専門的な安定が伴へばいく、そういうことなので、

私どもは、ここどころは政府の責任で、自給率

の向上と、いうものを明記しながらこの方向に向かつていきたい、そういう思いであります。

さて、北書記長、農民組織のリーダーとして、

また現に稻作生産農家として第一線で頑張つてい

らつしやる、本当に肌で今の專業農業の厳しさを

感じていらっしゃるわけですね。今お話をござい

ましたように、空知の農業の厳しさ、経営実態の

お話を、数値を上げてお話をございました。

私も過半の農水委員会で、政府の施策にのつ

つて規模拡大をした農家の経営状況の悪化、も

う既に赤字に転落をして預貯金に手を出してい

る、言うならばキャピタルロスが生じている、そ

ういう中で完全にもう行き詰まつてしまつて離農

を考へて、もう後継者には託せない、そういう状況に追いつめられることを実は指摘した

わけであります。

そういう中で、経営安定対策の重要性、これに

ついていろいろお話をありましたので、あえてまた

申し上げることもないと思うんですけども、今

お話をあつた中で、WTOで認められている緑の

政策、これは、所得政策を進めるために大きな論

拠になると私は思います。そのところにおいて、

今後、農民運動といいますかそういう中でここは

ぜひ強く主張していただきたいと私からも思いま

すが、この問題について何かさらになりましたら

ちょっと御意見をと思います。

○北準一君 今米のところで稻経があるんですけど

が、今太田原先生からもお話をあつたように、あ

の論議があつた時点から、私どもは不十分だとい

ううとらえ方です。これはもう、やはり際限なくこ

れ以降価格と、いうものは上昇は望めないだろう、

それが今国際的な視点などいうとらえ方を私ら

はしていますから、この稻経のところは全く役に立たない。

ですから、所得補償政策というの

は、私らは、

例え

ば勤労者世帯との所得格差是正といいます

か、北海道なんかは特にそうですが、今申し上げ

たようにこれは歴然としてあるわけですから、そ

こを埋める政策として、先ほど金田先生からもお

話をありました国民合意あるいはそういうコンセ

ンサスを得られるのかという部分ですが、私はも

うその機は熟してい

ると思っています。今それ

をしつかり主張して入れるべきだと私なりの感覚

で思つています。国民の皆様は、それは一二〇%

とはいかないかもしれません

が、完全に合意がと

れると私は思つております。そういう感覚です。

○小平委員 ありがとうございます。

時間も余りないので、最後に辻さんにお伺いし

ます。

消費者の立場で、全道に七十四ある協会、安全

で良質な食料のために頑張つていらっしゃる、本

当に御苦労さまです。特に環境の面、それから、

言うならば、遺伝子組み換えのようなことを例に

するまでもなく、今の農産物が非常に危険である、

そういう方向の中で厳しくチェックをされながら

活動されている、本当に御苦労さまあります。

そういう視点の中で、この新しくつくるとす

る基本法の中で、特にこの問題、環境あるいは消

費者サイドの観点から指摘がありましたが、特に

また留意される点がございましたら。

○辻富美子君 私どもは地産地消という運動をし

ております。それだけでなく、心配のある輸入

品よりも国産のものを食べたいと、いうふうに運動

しておりますけれども、国産品は輸入品よりも何

倍も高いというふうになりますと、やはりどうし

ようかなということになります。せめて割合が、

二割だとか三割だとかぐらいでしたら国産のもの

を選ぼうということにもなると思います。先ほど

から所得補償ということを太田原先生もおつしや

ついていましたけれども、やはりそのくらいの価格

で消費者に出せるような政策というのですか所得

補償というのですか、そういうところを考えてい

ただきたいと思つております。

○小平委員 ありがとうございます。

終わりま

す。

○松岡座長 次に、木村太郎君。

○木村(太)委員 四名の先生方、本当に御苦労さまでござります。時間が限られておりますので、早速御意見をいただきたいと思います。

まず、きょうはもちろん北海道であつて、北海

道を代表する各分野の皆さんのお意見をいたしま

す。

そこで、特に都府県、北海道といふこと

を峻別して申し上げるつもりは私はございません

。そういうところをしつかり守るというのも、これ

は国際的な、日本政府の重要な義務になるだろう

特に、私の所得補償について、中山間地よりも

たくさんいらっしゃいます。その人たちは、恐らく

北海道の專業農家と同じような状況にあり、同

じような規模を持つていると想ひます。

特に、私の所得補償について、中山間地よりも

北海道の中核農家だというふうに聞こえたとされ

ば、それは言い方が悪いのであります。中山間

地への、つまり条件不利地対策というのは当然と

いふべきであつて、特に都府県の山村といふのは、

これは大体、日本のいろいろな稻作農業も、鎌倉、

中世時代に山村ででき上がつた農耕文化が海岸平

野までおりてきた、そういう歴史でありますから、

まさに日本の文化のふるさとであるわけですね。

そういうところをしつかり守るというのも、これ

は国際的な、日本政府の重要な義務になるだろう

といふふうに思つております。

そういう点で、特に都府県、北海道といふこと

を峻別して申し上げるつもりは私はございません

けれども、北海道が政策変更の影響を一番強く受

けている、そのことを通して全体を見ていただき

たいという気持ちがあるわけでござります。

以上です。

○木村(太)委員 それは、例えば先生の先ほど

御説明ですと、規模拡大して、そしてまた專業農

家も多いという北海道農家の姿がある、だとすれ

ば、都府県の方はむしろ規模も小さいし、兼業農

家が多い。しかし、私から見ると、先生おつしや

るとおり、北海道の農家の方々も負債を抱えて大

変厳しい。しかし、專業が余りいない。兼業が多

くて規模も小さい都府県の農家の方も、農業から

上がる収入というか、それは大変厳しいで、もし

感じることができますかと思つて思つたのですが、その点、御意見がありましたら、太田原先生からでもいただければと思います。

○太田原高昭君 北海道での公聴会であります

の意見がありましたが、太田原先生からでも申しましたが、申し上げたことは、基本的に全国的なことに当てはまると思います。專業農家の問題にいたしまし

ても、北海道は專業農家が非常に分厚く存在する

わけですが、都府県でも、頑張つている專業農家、

たくさんいらっしゃいます。その人たちは、恐らく

北海道の專業農家と同じような状況にあり、同

じような規模を持つていると想ひます。

特に、私の所得補償について、中山間地よりも

北海道の中核農家だというふうに聞こえたとされ

ば、それは言い方が悪いのであります。中山間

地への、つまり条件不利地対策というのは当然と

いふべきであつて、特に都府県の山村といふのは、

これは大体、日本のいろいろな稻作農業も、鎌倉、

中世時代に山村ででき上がつた農耕文化が海岸平

野までおりてきた、そういう歴史でありますから、

まさに日本の文化のふるさとであるわけですね。

そういうところをしつかり守るというのも、これ

は国際的な、日本政府の重要な義務になるだろう

といふふうに思つております。

そういう点で、特に都府県、北海道といふこと

を峻別して申し上げるつもりは私はございません

けれども、北海道が政策変更の影響を一番強く受

けている、そのことを通して全体を見ていただき

たいという気持ちがあるわけでござります。

以上です。

○木村(太)委員 それは、例えば先生の先ほど

御説明ですと、規模拡大して、そしてまた專業農

家も多いという北海道農家の姿がある、だとすれ

ば、都府県の方はむしろ規模も小さいし、兼業農

家が多い。しかし、私から見ると、先生おつしや

るとおり、北海道の農家の方々も負債を抱えて大

変厳しい。しかし、專業が余りいない。兼業が多

くて規模も小さい都府県の農家の方も、農業から

上がる収入というか、それは大変厳しいで、もし

る兼業によって、他のお仕事でそれを補てんしているような感じがあるわけですね。

我が國の農政全体から見ても、やはりこれは北海道だけでなく他の地区でも、基本的に経営コストの削減とかということで規模を拡大して、いい例で言えば圃場の整備とか、いろいろ都府県でもあちこちやっているわけですね。そうすると、今の姿を考えて、どっちに行つても先が見えないという思いを私は持つているのですか

もう一つ次にお聞きしたいと思いますが、先ほど来、所得補償のお話が続いたわけですけれども、直副会長さんもおっしゃっていましたが、十年産の稻作から米の所得補償という制度、安定政策が始まりました。しかし、十年産からスタートしたばかりなんですが、先ほどの御意見ですと、既に十分だというふうな考え方を持つてないというふうに私は聞こえたんですけれども、どうでしょうか。

稻作に関して言えば、十年産から始まつたこれだけではなくて、さらに新たなるものが既に必要なのかどうか。また、制度そのものは仮にいいとしても、中身がもう少しこうあるべきだとかいうような御意見がありましたが、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○直宗治君 市場価格でもつて私たちのお米の値段が決められる、そのことについては、新しい法律でもつて出発したことありますから、否定はいたしません。

ただ、現状の中では、北海道の十年産の予想価格が市場でもつて大体平均一万五千二百十八円ぐらいいになるだろう、きらら三九七でもつて販売されるようになるだろう。補てん基準価格は、今は三年間ですから高いんですよ。これは一万六千九百五十六円なんですね。そこから下がつた分の八〇%を補てんしようということです。大体補てん額が、今正式に決定したわけですけれども、一千四百四十円。私たちは、まあ千三百九十九円ぐらいに

なるか千四百円になるかなと思つておつたんですけれども、若干米が上がりましたのでそういう価格になつております。

それから、やはり私たち北海道は、遠隔地、これは生産地なんですね。消費地ではないわけですよ。いわゆる五十万トンの米を生産している。ますます消費者に売る米だけでも五十万トンを生産しているということですね。それを府県まで全部輸送をかけておる。そして販売促進をする。それらの倉敷だとかもろの経費が三千四百円かかるということになるんですね。そうすると、農家手取りが一万二千九百円になるわけですよ。北海道の生産費は全国から見て大体八〇ぐらいで落ちついているんですねけれども、これが一万五千五百八十円ぐらいになるとします。そうすると、単純に計算しても八三%しか補てんされないといふのが一年なくなればまだ下がってきます。しかし生産費は下がらないわけですね。下がればいいんですけれども、下がるよう努力しますけれども下がらない。

だから、そういう中で稟經で、要するにそれだけでもつて全部補てんできるのかということ、今までつけて、やはり伝統と文化とそれなりのものがそれぞれの地域にあるわけですから、北海道のような専業地帯、面的にやれるところはやはりそういうものを生かせる農政の展開をしていただきたい。そのため、先ほど言つたように、画一的ではなくて、地域地域のめり張りのきいた施策がやはりこの際必要でないでしょうかということを申し上げたいんです。

以上です。

○木村(太)委員 続いて聞きますが、所得補償制度でいいますと、地理的に見た場合に、平場といふのが先ほどありました。私もそれをなるべく検討すべきだと個人的にも思つてゐるんです。

もう一つ考え方として、これは私は政府にももう質問等しているのですが、いわゆる価格制度でなくして、電信柱の値段が決まつてゐると同じくして、専業地帯はその専業地帯のメリットを生かして、しかも、そこでつて經營ができる価格なり所得なりをどうやって補てんするのかという新たな視点でやはり考えなければ、一番経営の大きい、國の農政にのつとつてやつてきた、しかし振り返つたときには、全く經營規模を拡大しないで、二町ぐらいでもつてじいぢやん、ばあちゃんでやつている方が借金もなくて裕

福だつたというのだったら、今まで展開した農政はどうなつてゐるんですか、これを私は言いたいんですね。それは、地域差だとなんとかいろいろあります。

もうちょっとと言わせてもらえば、ちょっとと論外になりますが、水道水でもつて稻をつくつておつるところがたくさんあるわけですね。だから、そういうところが本当に同じような政策の中でいい

外になりますが、水道水でもつて稻をつくつておつるところがたくさんあるわけですね。だから、それは、どうなつてゐるんですか、これを私は言いたいんですね。それは、地域差だとなんとかいろいろあります。

もうちょっとと言わせてもらえば、ちょっとと論外になりますが、水道水でもつて稻をつくつておつるところがたくさんあるわけですね。だから、それは、どうなつてゐるんですか、これを私は言いたいんですね。それは、地域差だとなんとかいろいろあります。

○太田原高昭君 簡単に申し上げますと、賛成です。

特に、日本の農業は意外に主産地化、地域分業化としてどうなのか、これで農業で生きていけるのかどうか、その観点も同時に必要ですから、複合経営もございますから、このところは、組み合わせて、有効な政策をつくりていただきたいなと思っております。

○木村(太)委員 時間がもうほとんどなくなりましたのでもう一つお聞きしますが、規制緩和という言葉がありますが、よく解説すれば、いいものがより安く便利に使える。具体的に言えば携帯電話。私も一台持つていますが、これだけ短期間に普及して、当初、携帯電話がデビューしたときから見ると、電話機そのものも通話料も安くなつて、今では高校生でも持つてゐるというような感じであります。

では、農家が消費者の立場になつたときに、米も他の農産物もなかなか値段が安定しないし低い、しかし、農機具、肥料、農業、農業資材関係は、何となく毎年値段が少しづつ高くなつていて、この声をよく私の周りの農家からも聞きました。また、それが決して小さなことでないといふうに思つていて、私は思つてなりません。農業を經營する、生産していく上で必要なものの、使わなければならぬものが、本当に、いい物がより安く便利に農家に渡つてゐるかどうか。これはもちろん、例えば農協を通じて購入する場合もあるだろういろいろあると思います。また、農協を

通じての購入の形態に対してもいろいろな御意見もあるのも事実であります、むしろ北さんに、現場の声としてお聞かせいただければと思います。

○北準一君 規制緩和といいますか、今いろいろ規制緩和の方向で論議されて、農業の分野でも、農業の登録免許だとかいろいろなところでその効果はもう働いてきているということは言われていますが、ただ、今現在、実質それが顕著な数字には出でていません。私は、規制緩和だと行財政改革といいますか、そつちの方向は当然だと思いますが、だから、例え農業予算云々だとか所得補償政策を組むときに、それで財源がどうなんだとか、実質はやはりそういう論議で詰まっているんだと思いますね。

ですからここは、私は、やはり農業政策全体を思い切っていわゆる行財政改革の組上にのせる。農業はどういろいろな諸団体、機関やら業界が寄つたかっているところはないと私は見ていました。ですから、そこら辺の大胆な改革というものがやはり要るんだろうと思っております。三兆五千になるか、いろいろな予算が使われ、国民の目から見て、それが農民のところへ行つてゐるんだろう、そういう見方と農業批判、しかし実際はそうではないというこの現実。ですから、そこでの改革的な視点がぜひ必要、そんなように思つております。

ですから、規制緩和がストレートにいわゆる耕作者、農民のところに効果あらしめる手段というものを皆さんでぜひやつてもらいたい、そう思つています。

○木村(太)委員 時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

○松岡座長 次に、菅原喜重郎君。

○菅原委員 自由党の菅原喜重郎でございます。

きょうは、公述の方々には御苦勞さまでございました。いろいろ御意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。

私、自由化しても食える日本農業の確立を図る

べきだなんという大きなテーマを掲げた主張を今までしてきました。そういうのも、かつて私、北欧の農学校、園芸学校で学んだ経験がございますので、一つに、そういうような向こうの農業形態をイメージしているからでもあります。

そういう観点からいたしまして、北海道が三割農政に、農家数が減少した、それも膨大な負債を背負つての結果だといいましても、しかし数字から見ますと、EUの農業形態と大体対抗できる数になつてきている。そういうことですから、私も中川農林大臣に、北海道だけは、力を入れるといわゆるEU並みの專業農家が育成できるし確立できることだから、そういう画一的な政策でなくして対策を考えるべきではないか、殊に北海道出身の大臣なんだからということで質問をしておりました。

それで、太田原公述人にお伺いするんですけど、されなかつたのが残念だということを言われております。この自給率の目標を、ここ十年のスパンで日本でどのくらいの数値を上げられるのか、あるいはこのままでは下がるのか、そういう見通しについて、また、そういう公述人の数値を實現するためには北海道農政にこういうことをしてもらえばいいというような抱負がございましたらお聞かせいただきたいな、こう思います。

○太田原高昭君 その点については、私は、近く明らかにされるとされている五年刻みの政府計画の最初の五年間の目標としては、五〇%以上というふうに書いていただきたい。将来的には、二〇二〇年くらいまでは、できれば基本食料の自給七〇%を目指すということ、それが国際的な責任として日本が示すべき目標であろうというふうに考えております。

そのためには、先ほどから申し上げておりますように、自由化しても食える日本農業、これははばらしい理想でありますが、今まで自由化してあります。北海道でさえ食えないということを実証してから北海道でしかないんですよ。日本の財産だと

きたのが、この間の北海道の歩みだったのではありませんか。ですから、当面五〇%、将来的に七〇%というような理想を実現するためには、やはり今までの農政の仕組みを相当変えてもらわなければなりません。少なくとも、この自由化がWTO協定によって国際的に日本政府は断れない立場にあるんだということであれば、EU型の所得補償で農民を鼓舞激励してもらう。特に、若い人が魅力を持って従事できる職業として農業を再生させるということが基本だらうと思つております。

○菅原委員 それでは次に、直公述人にお伺いします。実は私、先ほど言いましたような自由化しても食える日本農業の確立、そのためには、かんがい排水等基盤整備は国家責任でやれ、こういう主張もすつとしているわけです。そういう点で、実は、公述人は、土地の基盤政策というものは万全の対策をしなければならぬという主張もされておりました。また同時に、やはりこれは北海道の立場からの主張だと思うんですが、全国画一的な農政ではだめだ、今回の品目別生産目標の数値を明確にしてほしいという要望で、もしも、全国画一的な農政じゃなく、北海道でも、品目別生産目標の数値を明確にして、專業農家として食える形態を考えるとしたらどういう形態をお考えになれるか、北海道の農業の実態から、現実的な御抱負がありますから、ひととお聞かせください。

○直宗治君 品目別、先ほど冒頭、北海道の農業の現況についてということでもつて申し上げたわけですが、これだけは北海道しかございません。それから麦、これは約六〇%の生産であります。それからバレンシヨ、これも六〇%を超してあります。あるいは酪農、これも約四〇%以上を超しておる。こういう品目別に見ましても、日本一の生産量があるわけでございます。したがつて、畑作經營一つとっても、これだけ大規模な畑作農業というのは日本で北海道だけしかないんですよ。日本の財産だと

私は思つております。今は麦価が、民間流通になつて、新しい制度の中でもつて価格が決められようとしております。だから、一個の個人にしてみれば、私の畑作でもつて三十町つくつておりますよ。これは四年に一回ずつ輸作しなければダメですよ。だから、そういう意味において、各産物のそれぞれの価格というものが、今まででは政府でもつて決めて交渉しておつたんですけれども、これから民間に移行される、そのときの不安があるわけですね。

だから、それらのものが下がつたとき、例えば一品目下がつても經營全体がだめになりますから、そういう意味において、トータル的に輸作体系でもつて所得が確保でき得る、そういう品目別の施策というものが必要。例えば大豆であれば、大豆はまた特に國が力を入れているから思いが違います。ただ、そういう意味において、トータル的に輸作でいうと、そういう政策を展開していただきたいと申します。そこで私は大賛成で、現実的にも自信があります。

それでは次に、北公述人にお伺いしますが、東北以西、大体裏作が可能なんですよ、麦の裏作。ですから、私は二百万ヘクタールの優良水田、かんがい排水と一緒に國家が整備すれば、裏作で大体一千万トン以上、裏作でも一千万トンの麦ができるますから、この麦は、何も売らなくとも自分の飼料として畜産に与えて、いわゆる堆肥の循環、土地に、水田に還元していけば、政策さえよかつたら国家安全保障である主食だけは農民の力で十分確保できるぞ、だから、土地基盤整備とかがいい排水を、これは国土改善、国土改良の立場からも、建設省、農林省、国土庁、三省庁一緒に実施すべきだということを主張してきているわけです。

たゞ、北海道で、表作だけの米作で果たして、価格の点、品質の点で、そういう本土並みに対抗ができるのかどうか。この点について、面積拡大とか今言つた基盤整備、かんがい排水が完備してあるのか、その点をお聞かせいただきたいな、

こう思います。

○北準一君 生産性では、府県のいわゆる単当生産額と北海道は、今の時点でおよそ三分の一ぐらいいと言われています、府県で十万上がれば北海道は三万多と。距離だとそこでつくる品目だとか形態でそれは違うと思いますね。

しかし、今先生の土地改良事業あるいはそういう資本投資が、北海道は、例えば地下水だと泥炭地の問題だと、条件をまだ改良しなければならない、あるいは整備しなければならぬところがまだまたたくさんありますね。北海道では、いろいろな整備事業が実施されてきているのは今おおむね半分ぐらいです。

ですから、私は、農業者という視点じゃなくて、いわゆる国の財産として農地、土地を考えるべきだ、基本的にそう思っています。農業をしている者だけがそれを引き継ぐとか、そうではなくて、国民すべてがその就業の機会を持つとか、国民が責任を持って耕作をしていく、そういう観点に立てば、どこの土地のどういう政策が必要かということがもうおのずと出てくると思うんで、そんな認識をしております。

○菅原委員

本当に、農地の優良化には国家に大変な責任を持つてもらわぬといかな、こう思って

いるわけなんです。

それでは、辻公述人にお伺いします。

消費者の立場からいいますと、良質な、安全な食料を、そしていわゆる国際並みに安い価格で供給してもらうというのが消費者の本音だと思うんです、先ほどもお答えがあつたんですが。しかし、

こういう安全性の問題ばかりに重点を置いて主張されると、価格は高くてもいいのか、こういう二律背反的な疑問が出てくるわけです。ですかうことで果たしていいのかどうかということなんです。

○辻公述人

お伺いします。

三月のときにもわざわざ国会にお越しをいた

思いました。

三月のときにもわざわざ国会にお越しをいた

思つております。そのことを明確に説明すれば、新しい基本法に何を盛り込まなければならぬか、という論点はおのずから明らかになります。そのことが非常にあいまいにされて、何かとんでもない論点も含めて、非常に脈絡のつかない議論がかなりされてきたのではないかという印象を私は持っております。

ヨーロッパ諸国は、これはアメリカ、カナダも含めてそうなんですかねども、ガット農業合意の結果、ヨーロッパ諸国も、輸出国でありますけれども、コストからいえば、アメリカやいわゆるケアンズ・グループに比べて大変高いわけですね。そのことを輸出補助金その他によって補償してきました。そのことについてはEU諸国も譲るを得なかつたわけです。そのことを国民、農業者に、これは政府の責任である。政府の責任で、特に農業者は所得が下がらざるを得ないと。価格支持政策を捨ててはおりません、支持水準を下げるを得なくなつたわけですね。それで、三割下がつた、その責任をやはり國はとるということを明言しております。

私は、これが一番わかりやすい対応の仕方でありますし、素直に考えれば日本政府もそういう対応をすべきである、そうすれば、これは消費者、生産者を含めて、みんな納得するであろうというふうにずっと考へてゐるわけであります。それで、予算措置でありますけれども、当然財政問題ということになるんですが、この点は、今の農業予算の組み替え、それからウルグアイ・ラウンド対策費用の組み替えということがどうしても必要になつてくるであろう。どちらかといふと、農家の懐に入るよりは、いわゆる公共事業中心になつております。そういう予算案を組み替える。EUやアメリカに比べても、日本の農業予算は、農業者の所得効果という点では非常に低い。ヨーロッパの共通農業政策で出している農業予算といふのは、その八〇%が農家の懐に入る仕組みになつております。それに対して日本は、直接農家の所得になるのは一六%しかない。非常に大きくなつております。

違いがござります。こここのところを先生方にぜひ比較研究していただきたいと組み替えをすれば、そうびっくりするような予算をつけなければ、国民的合意が得られないような財政支出になるということは決してないというふうに私は思つております。

○藤田(ス)委員

ありがとうございます。

私どもも、農業構造を変えなければいけないということを常に主張しておりますので、思いがけないところで先生と意見の一一致を見て大変うれしくうございました。

直公述人にお伺いをいたしますが、今、国の責

任ということで、三割保証価格が下がれば、国がそれを三割保証する、それは保険方式じゃない

ということを常に主張しておりますので、思いがけないところで先生と意見の一一致を見て大変うれしくうございました。

○直公述人 ます、今回の基本法の立法化を今議

論されているわけですから、このことに対し

ていわゆる国民的なコンセンサスを得ようとしているわけですから、基本法というのは農業者のものか、消費者のものか、国民のものかと

いうことなんですね。

農業は、これは職業の一つにしかすぎないわけ

です。職業の選択を農業に求めて農業者をやつ

ておるということなんですね。だけれども、国民

の目から見れば、これは食料の供給なんですよ、そ

のはおかしいじやないかといいますけれども、そ

のことは見きわめ方がどうなるんですか、なぜ立

法化しなければならぬですかということなんですね

ね。私はやはりそこを強調したいんですよ。

農業というのは国民全体のものであるというこ

とは言をまたないところなんですよ。ただ、その

ことばかり言つたって、国際的なこのような事情

の中でもって、高ければいいというものでもない

しということになれば、やはりある程度供給する

価格を下げて、消費者にもその喜びというものを

与えなければならない。そのときに、兼業であれ

ば別の世界でもってお金を得て農業はやつていけ

るでしょうけれども、北海道は開拓以来農業を基

盤として発展してきた、この第一次産業を基盤と

した北海道の土地柄としては、そういう基盤の拡

大にも限界がありましょ

う。私たち農家でもつて

幾ら働いても、二十町の水田を一人でもつて植え

て家族だけでやるとなつたら、並のものではない

んですね。しかしながら、将来はやはりそこまで

頑張ろうと。だから、それに対する所得は、都

市勤労者並みの所得を得るために、それをやはり

面でもつて、面積でもつて幾らか所得補償をする

とか、あるいは価格でもつて所得補償をするとか、

国民が必要とするならば何らかの措置をしてもらわなければ、私たちは、幾ら頑張つても限界があ

ります。

そのため、自給率を上げると言つても、所得

のないところに労働はあり得ないわけですから、

若い人たちもやはり農業をやつてみようかといつ

て意欲を持って取り組める、そういう政策を今回

の基本法でやついただきたいということを私は

申し上げているのです。そのため私たちも努力

をするけれども、価格だけでは所得補てんされな

いわけですから、その方策は稻作経営安定対策で

だときたいということなんです。

○前島委員 公述人の皆さん、御苦勞さまでござります。最後ですので、しばらくおつき合いのほうお願いをいたします。

○松岡座長

次に、前島秀行君。

私たち社民党として、今度の新基本法、いわゆる農業の多面的機能だと農業の持続的可能性を

展開するという新しい概念が入つたことは評価で

きるなと思っております。ただ、それを具体的に保証するといいましょうか担保する政策、手法となつてくると、各論になつてくると、腰が引けて

いる面が多いな、そんな印象を実は持つているわ

けでございます。その代表的なものが、食料の安

定供給における国内生産の位置づけ、その維持拡

大ということをやはり明確にすべきではないだろ

うかなと実は思つています。

その点については参考人の皆さんと全く意見が

同じですので、私が御意見を伺いたいのは、いわゆるデカッブリング、直接支払いについてです。

私は、こういう政策をやるときにはやはり国民

的な合意が必要だ、提起をする側は、哲學的な

言つてはちょっと表現がオーバーですけれども、

やはり根柢をちゃんと明確にして、議論をした上

で出発しないと、中途半端になつたり、逆にマイ

ナスになつてしまふなどということを実は心配する

わけですね。

この政策が導入された根柢、背景というのはや

はりあるだらうと私は思いますね。国際化の中で

価格支持政策には限界が来た、国境措置にも限界

が来た。だから、やらなくちやいかぬ側面は、デ

カップリング、直接支払い方式という概念を導入

していくかぬと国民の立場からもだめなんだぞとい

う意味で入ってきたんだらうと思ひますね。やは

り国民的議論をして、その辺のところの合意を得

て、信念を持つてやらないとふらついてしまう、腰が引けてしまうのではないか、私はこういうふうに思っているところです。

そこで、最初に辻公述人に、消費者の側から、

国民の側から、こういう政策をどう受けとめてい

らっしゃるのか、あるいは、農家の所得不足を補

うことについては、いや、農家の勝手じゃないの

とか、こういう御意見も正直言つてなくてはない、

また、そこを気にしている側面もなくてはないで

ありますが、その辺のところの受けとめ方を聞か

せていただけるとありがたいなと思います。

○辻富美子君 今おっしゃったように、なぜこん

なに農業に予算を使わなければならないのという

ことが私どもの話し合いの中で出ることも確かに

す。されども、いろいろ話し合つていくうちに

に、やはり私たちが納得できるような情報公開を

もつとしてもらいたい、そして、先ほどからおっ

しゃつてあるように、国民的に、みんなでこの基

本法を考えようというのであれば、それはそれで、

私たちも意見をもつと言つて、いい基本法をつ

くつてもらおうじゃないかというような話し合い

になつてゐるんです。

○前島委員 ありがとうございます。

私は、農業基本法、今の置かれている状況から

見ると、農民だけの問題ではないし、生産者だけ

の問題ではないし、農村だけの問題ではないんで、

ぜひ消費者側からも積極的な御意見を聞かせてい

ただけるとありがたい、こういうふうに思います。

次に、太田原先生にお聞きしたいんですが、中

山間地対策、しかも、ほつておくと耕作放棄地に

なる可能性のあるところ、その大きいところを対

策委員会で質問したんですが、現時点の議論は、中

山間地対策、私も大臣等々に

が、この直接支払いという方式、私も大臣等々に

が、現実問題としてそこまで一挙にいくのかなど

いう心配も正直言つてなくてはない。

しかし、せめて、私たちももう少し対象地域は

拡大すべきではないだろうか。例えば環境保全型

農業には、平地といえども中山間地としての適用

をしてみると、この側面とか、あるいは都市と農村

が交流する事業なんかは、地域政策としても国土

対策としても積極的に適用してみると、そんな

視点も、当面、緊急的に今必要ではないか、後に

ヨーロッパ型に、こういうふうなことは考えられ

るのですが、

そういう面で、現実的に配慮しつつ、せめて当

面はこれぐらいは適用すべきではないかという点

で、北海道から見て、あるいは専門家として、研

究者として見て、御提言、御指摘いただける点が

あるかないか。

それともう一つ、恐縮ですが、支払い方式とし

て、個人に直接支払う方法がいいのか、あるいは、

地域政策、地域との関連から見ると、必ずしも個

人じやなくして、自治体等々を通じてあるいは団

体等々を通じてやる方法もあってしかるべきでは

ないだろうか、その点について先生の御意見を聞

かせていただければと思つています。

○太田原高昭君 農水省でも、今財政事情もあり、

大蔵との交渉もあり、いきなり全面的なものは難

しくて、とにかく直接支払いといふところをどこ

かに忍び込ませておいて後からだんだん拡大する

のだ、そういう説明を私たちも受けております。

それが現実的な方策であれば、それはそれで結構

だと思うのですが、ただこの直接所得補償方式

について、やはり正確な認識が前提になると思

います。

今農水省の足を引っ張つてある一つのことは、

以前、どこがどういう調査をしたかということは

正確に申し上げられないのですが、全国の自治体、

市町村の産業課長クラスを対象にして、農水省

だつたと思います、直接所得補償方式についてど

う思うかというアンケートをしているのですね、

地域を守るためにこういう方法はどうかと。それ

に対して、意外なことに、七〇%の反対という結

果が出てきた。これはなぜか。どうもそれは説明の仕方が多分悪かったと思うのですが、反対の理由が、これはいわば生活保護のようなものである、農業者の自尊心を傷つけるとか依存心を強めるとか、だから反対だという理由が多かったわけですね。もしそういうふうに受け取られる説明の仕方をしたのだとすれば、これは説明自体が間違いであります。まして、直接所得補償というのはそういうものではない。

大体、これは何度も言つてるので繰り返しませんが、明らかに国家責任に対する補償、もっと言えば、フランスでは賠償という言葉を使つていいのですが、そのことをはつきりさせて、恩恵的なものではなくて権利なんだということを明確にする必要がある。そのことを一つ明確にすれば、進め方はいろいろな進め方があるのでないだらうか。

大体、これは何度も言つてるので繰り返しませんが、明らかに国家責任に対する補償、もっと言えば、フランスでは賠償という言葉を使つていいのですが、そのことをはつきりさせて、恩恵的なものではなくて権利なんだということを明確に

する必要がある。そのことを一つ明確にすれば、進め方はいろいろな進め方があるのでないだらうか。

そういう側面がないと、やはり営農というものの、あるいは食料の確保という面もどうしても偏つてしまふんではないか、こういうふうな御意見等々もあります。

その作物別、品目別だけでいいか、経営体、農家個人、農家という単位の中でこの所得補償を考える必要があります。

それから、食料の自給率を上げるということはもう必然的に、今、日本の穀物等とエネルギーで、自給率の低い小麦とか大豆、小豆等々の生産あるいは飼料作物をどう拡大していくかということが

あります。

もう必然的に、今、日本の穀物等とエネルギーで、自給率の低い小麦とか大豆、小豆等々の生産あるいは飼料作物をどう拡大していくかということが

あります。

考え方が一番ベターだらうと思つています。

それで、先生、一つ所得補償の起點というものが、先ほどちょっと申し上げたように、いわゆる生活所得がどういう手法で補てんされるんだということだと私は思つています。例えば私も今いろいろな調査をして、経営収支は五百萬、六百万と、収支の所得は出ているんですね。しかし、そこからいわゆる資本になる土地だと負債を償還した場合に、二百万とか三百万とか三角印がついたり、生活ができないというこの実態が問題なわけです。

ですから、経営安定というこのとらえ方がどういう形でとらえられているのか、そこが一つ問題がある。ですから、直副会長も言われましたように、生産で労働対価としてどうあるべきか、ここがすべてその分かれ目になる、そんなように思つています。

それから、麦、大豆の品目の自給率向上、これは当面、今の麦、大豆等のいわゆる所得にかかる部分を下回つては、もうこれは生産維持も拡大もまるきりできなと思つています。ここは、北海道、府県といわず、やはり日本全体でどういう増産体制をとるのかということがポイントだと私は思つております。もちろんこれは、転作等も含めて、府県も含めて、いわゆる農地の有効利用を耕作利用をどうやって図つていくかという観点でとらえて、いけばおのずと答えが出てくるんではないかなと思つています。

○前島委員 直公述人には質問できませんで済みませんでした。時間が来ましたのでこれで失礼いたします。どうもありがとうございました。

○松岡座長 これにて質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の方々におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。

拝聴いたしました御意見は、法案の審査にこれから大いに役立ててまいりたいと思つております。

す。改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、この会議開催のため、格段の御協力をいたしました関係各位に対しまして心より感謝申しあげます。

これにて散会いたします。
午後三時三十分散会

平成十一年六月十一日印刷

平成十一年六月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局